

会 議 記 録

会議名称		第32回杉並区環境清掃審議会
日時		平成20年11月4日(火) 午後2時~午後4時37分
場所		区役所 中棟5階 第3会議室
出席者	委員名	丸田会長、横山委員、藤原委員、夏目委員、柳澤委員、木村委員、岩島委員、田中委員、山室委員、松木委員、櫻田委員、内藤委員、境原委員、大澤委員、小池委員、井上委員 (16名)
	区側	環境清掃部長、環境課長、環境都市推進担当課長、清掃管理課長、ごみ減量担当課長、杉並清掃事務所長、方南支所担当課長、都市計画課長、建築課長、みどり公園課長
傍聴者数		1名
配付資料等	事前	第31回環境清掃審議会会議録(案) 平成19年度適正管理化学物質の使用量等報告(平成18年度分)について 「環境博覧会すぎなみ2008」の実施結果等について ごみ半減プラン430 杉並清掃工場廃プラスチック混合可燃ごみの焼却実証確認実施報告(3回目)
	当日	席次表 第32回杉並区環境清掃審議会 次第 資源持去り行為に対する刑罰規定等のあり方について 諮問文(写) 資源持去り行為への刑罰規定の創設等に関する杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部改正について 資源持去り行為に対する取組の概要 世田谷区における資源持去り禁止命令違反者に係る判決について 資源(新聞)回収量等の推移 資源持去り行為に対する区民の主な意見・要望一覧 「杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」の改正(案)に対する区民等の提出意見の概要 杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例 世田谷区清掃・リサイクル条例 家庭でできる省エネ作戦[地域省エネ行動計画(概要版)] 省エネ作戦シール 不燃ごみ中継所の廃止時期について

<p>会 議 次 第</p>	<p>第32回杉並区環境清掃審議会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会長あいさつ 2 第31回会議録（案）の確認 3 資源持去り行為に対する刑罰規則規定等のあり方について（諮問） 4 議題 報告事項 （1）平成19年度適正管理化学物質の使用量等報告（平成18年度分）について （2）「環境博覧会すぎなみ2008」の実施結果等について （3）ごみ半減プランの策定について （4）杉並清掃工場廃プラスチック混合可燃ごみの焼却実証確認実施報告（3回目）について 審議事項 資源持去り行為に対する刑罰規定等のあり方について 5 その他 6 次回以降の開催予定
----------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>主要な発言 および 会議の内容</p>	<p>第32回杉並区環境清掃審議会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会長あいさつ 2 第31回環境清掃審議会会議録（案）の確認 3 資源持去り行為に対する刑罰規則規定等のあり方について（諮問） <ol style="list-style-type: none"> 1、諮問内容。資源持去り行為に対する刑罰規定等のあり方について。 2、諮問理由。資源持去り行為に対する規制の強化を図り、安定的な資源回収事業を実施する必要がある。 3、答申予定時期。平成20年12月。 4 議題 <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)平成19年度適正管理化学物質の使用量等報告（平成18年度分）について <ul style="list-style-type: none"> ・19年度に報告のあったものを東京都全体も含め状況について結果報告。 (2)「環境博覧会すぎなみ2008」の実施結果等について <ul style="list-style-type: none"> ・2日間で1万7,500人を超える来場者数。 (3)ごみ半減プランの策定について <ul style="list-style-type: none"> ・名称「半減プラン430」として平成22年度までにごみの減量を目指す。 (4)杉並清掃工場廃プラスチック混合可燃ごみの焼却実証確認実施報告（3回目）について <ul style="list-style-type: none"> ・東京二十三区清掃一部事務組合からの情報提供を報告。 <p>審議事項</p> <p>資源持去り行為に対する刑罰規定等のあり方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持ち去り業者を目撃したとき区民の対処の方法をマニュアル化しないと危険なこともあるのでは。 ・集積場所を明確にする必要があるのでは。 ・持ち去り業者の車両ナンバーの地域におけるごみ対策を把握する必要があるのでは。 5 その他 6 次回以降の開催予定 <p style="margin-left: 40px;">第33回は12月12日（金曜日）午前10時開催予定</p> <p style="margin-left: 40px;">第34回は平成21年1月16日（金曜日）午後2時開催予定</p>
--------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>発言者</p>	<p>第32回環境清掃審議会発言要旨 平成20年11月4日(火) 発言要旨</p>
<p>環境課長</p>	<p>定刻となりましたので、第32回杉並区環境清掃審議会の開会をお願いしたいと存じます。</p> <p>最初に、事前に通知をさせていただいておりますが、本日諮問事項がございますので、諮問事項について、区長、副区長とも所用のため、環境清掃部長より諮問をさせていただきたいと存じます。</p>
<p>環境清掃部長</p>	<p>杉並区環境清掃審議会会長、杉並区長。</p> <p>資源持去り行為に対する刑罰規定等のあり方について、杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第4条の規定に基づき下記のとおり諮問します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、諮問内容。資源持去り行為に対する刑罰規定等のあり方について。 2、諮問理由。資源持去り行為に対する規制の強化を図り、安定的な資源回収事業を実施する必要がある。 3、答申予定時期。平成20年12月。 <p>以上です。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
<p>会長</p>	<p>かしこまりました。</p>
<p>環境課長</p>	<p>環境清掃部長より諮問についてご挨拶申し上げます。</p>
<p>環境清掃部長</p>	<p>改めまして、環境清掃部長でございます。</p> <p>皆様、たびたびご参集いただきまして、本当にご足労をかけて申しわけございません、ありがとうございます。</p> <p>今、会長に、杉並区から、資源持去りに関しての諮問をさせていただきました。この問題については再三、新聞紙上等でも取り上げられてまいりましたが、今、杉並区内でも、幾つか例を申し上げますと、一方通行を逆走する、通学路を猛スピードで走り抜ける、また、集積所などを管理していただいている町会の役員さん、一般の区民の方や、安全パトロールをやっておりますが、こういったパトロール要員に対してカッターナイフで威嚇、注意した者に恫喝をするというようなことも生じております。</p> <p>ついせんだつては、そうした傷害行為で逮捕まで至ったケースもありますし、先週は、ちょうど持去り行為をしていた現場にぶつかって、車をとめようとしたパトロールの作業員——これは業者の方ですが、車に手をかけ、それをそのまま引きずりながら走り去ったということもあって、殺人未遂で実は捜査をしていると、こういった数々の非常にゆゆしき事態が区内でも起こっているのが現実でござ</p>

環境課長	<p>ざいます。</p> <p>区といたしましても、区民の方々の信頼にきちんとお答えし、行政回収で今行っている資源回収を安定的にきちっと実践していくためには、私どもとしても条例を改正し、必要な規制をかけ、そのための予防策としてのパトロールもさらに強化をしながら、杉並区としてのこうした行為に対しての毅然とした対応を示すべきだと。こうしたことから今回条例改正を行うという意思決定を区としてもしてまいりました。</p> <p>それに先立ちまして、ごみ処理施策、収集・運搬方法等の問題については環境清掃審議会の意見を聞くところということになっておりますので、今日は皆様方の自由な、日ごろ感じていらっしゃるご意見をぜひちょうだいいたしまして、私どもの施策に反映をさせていただければと思います。</p> <p>最後に、甚だ勝手ではございますが、この問題については、今日皆さまからご意見をいただいて、来月、先ほど読み上げました答申予定時期は12月と書いてございましたが、次回に集約をした意見をこの審議会の答申としてぜひちょうだいをし、来年の2月から開会予定の第1回の区議会定例会に条例改正という格好で、私どもも準備を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>今日は何でも質問していただいて、私どももきちっとしたお答えを申し上げるつもりでおりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。</p> <p>それでは次に、開会に当たりまして、事務局より本日の委員の出席状況についてご報告をさせていただきます。</p> <p>現在のところ6人の方が来られてございません。3人の方は事前に欠席ということといただいておりますが、あと3人の方については特に今連絡はございませんが、数からいきますと、本日の会議は有効に成立するものでございます。</p> <p>次に資料の確認でございますが、事前にお送りしましたものは、第31回杉並区環境清掃審議会会議記録（案）でございます。報告案件が4件ございます。「平成19年度適正管理化学物質の使用量等報告（平成18年度分）について」、「環境博覧会すぎなみ2008」の実施結果等について、「ごみ半減プランの策定について」、「杉並清掃工場廃プラスチック混合可燃ごみの焼却実証確認実施報告（3回目）について」ということで4件について事前にご送付させていただいております。</p> <p>本日は、さらに席上に、先ほど諮問文を読み上げましたが、諮問文の写しとい</p>
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>うことで配らせていただきました。それに関連する資料として、資料1から6までのものが1つ。参考資料ということで、「杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」という参考資料、「世田谷区清掃・リサイクル条例」という参考資料、この3種類、諮問に関する資料を席上に配付させていただきました。</p> <p>それから、「地域省エネ行動計画の概要版」というものがございます。もう一点、「不燃ごみ中継所の廃止時期について」ということで配付させていただいておりますが、資料に不足はございませんでしょうか。</p> <p>それでは、会長、開会のほうをよろしく願いいたします。</p> <p>皆さま方、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>9月に杉並区の環境基本計画の改定ということで、諮問いただいたわけでございますけれども、本日は、先ほどご紹介ありましたように「資源持去り行為に対する刑罰規定等のあり方について」ということで、さらにもう一点の諮問事項ということが出てまいりました。大変忙しい審議会でございますけれども、よろしく願いしたいと思います。</p> <p>後ほど、本日諮問されました事項についてのご説明、またディスカッションということがございますし、そのときにご質問等もいただければと思います。よろしくご協力のほどお願いいたします。</p> <p>では、議事を進めたいと思います。</p> <p>最初に、第31回杉並区環境清掃審議会会議録の確認ということでございますが、何かご指摘等ございますでしょうか。</p> <p>ご確認いただいておりますので、よろしゅうございますか。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>では、案を通らせていただきます。ありがとうございます。</p> <p>では、議題に沿った進行ということになりますが、まず、環境課長から、平成19年度適正管理化学物質の使用量等報告（平成18年度分）についてということで、ご説明お願いいたします。</p>
<p>環境課長</p>	<p>私から平成19年度適正管理化学物質の使用量等報告ということで、これは18年度分でございます。最初のところに記載のとおり「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」、いわゆる環境確保条例に基づきまして58物質が指定をされておりますが、それをいずれか年に100キログラム以上取り扱う者については、事業者ごとに毎年度、その前年度の化学物質の使用量を報告することが義務づけられております。</p>

今回につきましては、18年度分でございますが、19年度に報告があったものを、東京都全体も含めて、状況について結果が出ましたので報告をさせていただくものでございます。

まず、報告事業所数につきましては、これは杉並区全体でございますが、57件でございます。特に多いものが燃料小売業、いわゆるガソリンスタンドが30件、全体の53%と一番多く、次に普通洗濯業、クリーニング業が17件で30%、これが1番、2番ということで、杉並区で多い業種でございます。

東京都全体でございますが、総件数が2,958件でございます。約3,000件でございますが、そのうち東京都全体での燃料小売業が1,187件、これは40%ということで、杉並区よりはちょっと少ない。次に電気めっき業、それから普通洗濯業、これが8%ということで、特に普通洗濯業が杉並区はかなり多うございますが、東京都全体では3番目ということでございます。杉並区内訳件数は57件の内訳に記載のとおりでございます。

化学物質使用量の概要ということでございますが、使用量と出荷量でございますが、杉並区全体で、全部で19物質ございまして、使用量全体の合計は約1万2,000トン、出荷量もほぼそのぐらいの数でございます。東京都全体では、まず使用量が67万トン強でございます。出荷量については60万トン強でございます。ということで、東京都全体の中の杉並区の使用量については、出荷量も含んで大体約2%ぐらいでございます。

個々の物質でございますが、特にガソリンの成分が一番多くございまして、トルエン、キシレン、ベンゼンが多く、左に数値がございまして、それぞれの数値はそのような数字でございます。

今度は業種ごとのものでございますが、燃料小売業が全体の99%ということで、ほとんどガソリンスタンドが占めているという状況でございます。

2番目でございますが、環境への排出量・事業所外への移動量ということで、区内の排出量につきましては11.4トンということで、主に大気に放出されるということ。移動につきましては4.1トンということで、主として廃棄物として出ていくということでございます。東京都全体では約5,000トンが排出されていて、移動は、約5,900トンとちょっと多いです。杉並区は、東京都全体で排出量については0.2%、移動量については0.06%と、かなり少ないものでございます。

下の表でございますが、左側が排出物質ということでトルエン、テトラクロロエチレンと、こういうものが多い排出量になってございます。物質ごとの排出量

	<p>の表がございしますが、杉並区と東京都全体の割合を比べますと、東京都全体の合計では0.2%ぐらいでございしますが、特にテトラクロロエチレンにつきましては1.4%弱ということで、杉並区は、先ほど説明したように、クリーニング業が多いということで、その分が割合的に東京都全体に比べても多いというものでございします。</p> <p>使用量の経年変化ということで表をつくらせていただいておりますが、14年度から18年度ということで、年度によって若干、行ったり来たりということで、これは特にガソリンの売れ行きによって違うというようなことで考えてございします。</p> <p>下の排出量の経年変化でございしますが、14年度から18年度の表でございしますが、これは確実に年を追って下がってきておりまして、18年度につきましては14年度の量の半分以下ということで、半減しているという状況でございします。</p> <p>次のページですが、それぞれの物質ごとの、16年度、17年度、18年度の状況でございします。それぞれこういう数値になっているということでございします。</p> <p>化学物質の適正管理ということで、裏表でございしますが、これはこの制度の説明をしたものでございします。最後の裏面のほうで、5番の適正管理化学物質ということで58物質が指定をされてございしますが、この中で区内では19物質使われているということでございします。</p> <p>私からは以上でございします。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>では、ただいまの件につきまして、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。</p> <p>どうぞ、M委員。</p> <p>M 委 員 4ページ目の表で、平成16年から18年の3カ年で、例えば多目の物質ですとテトラクロロエチレンですとかトルエン、キシレン、酢酸ブチルあたりですが、年によって減ってきているものも多くあるのですけれども、これは環境への排出量を見ているのですが、事業規模の割には排出量が、環境に出しているところが多いといったような事業者間格差があるのか、あるいはそういった場合に区のほうで何か働きかけをされて減らしていつている結果が現れているのか、あるいは先ほどのお話のように、単純にガソリンの消費、そういった動向にだけ左右されているのかというのはどういう状況でしょうか。</p> <p>環 境 課 長 まず、事業者間で格差があるかということ、そういうことではないと思っていま</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>すが、排出量につきましては少なくとも、特にテトラクロロエチレンが減ってきているということは、先ほどご説明したように、特にクリーニング業で使われているものでございますので、平成14年につきましては、これが結構多く12トンぐらいですか、18年になりますと2.5トンということで、かなり減っておりますので、特にクリーニング業が、14年には大体32件ぐらいあったのですが、今回は17件ぐらいということで、まず1つは届け出が要るクリーニング業が減ってきているということになると思います。</p> <p>あとはクリーニング、数が16年ぐらいから17件ぐらいで推移しているのですが、18年も17件ですが、件数的にはそんな減っていないのですが、それでも少しずつ減ってきているということがありますので、これはテトラクロロエチレンを使う量が減ってきているというように考えています。ドライクリーニングでもテトラクロロエチレンを使わない、例えば石油系のようなドライクリーニングとかもございますので、そういうことがあるのではないかと考えてございます。</p>
会 長	<p>よろしいですか。</p> <p>では、N委員、お願いします。</p>
N 委 員	<p>すみません、素人の質問なのですが、平成18年を見まして、使用量は増えているのですけれども、排出量は減っているわけですね。それで、使用量と排出量というのは関連ないのでしょうか。</p>
環 境 課 長	<p>使用量につきましては、先ほど、一番多くこの辺に影響するのは、トルエンとかキシレン、ベンゼンはガソリンの成分ですので、ガソリンの売れ行きによって変化します。ガソリンスタンドからは、もう売ってしまえばそこからは大気に出ないので、そこでの影響はほとんどありませんが、それ以外の、テトラクロロエチレンとかのほうは排出しているということで、最終的には減ってきているということでございます。</p>
会 長	<p>よろしいですか。ほかにございますか。</p> <p>R委員、お願いします。</p>
R 委 員	<p>非常に素朴な疑問ですけれども、今の年度別適正管理化学物質使用量等の42番目のニッケル化合物ですが、17年度、18年度は使用量、その他すべての数量が、事業所外への移動量以外はゼロで、事業所外への移動量がそれなりにあるということは、現実的にどういう状況でこのようになっているのでしょうか。</p>
環 境 課 長	<p>ニッケル化合物につきましては、まず上の表でいきますと、上のニッケルがメッキに使われているということでございまして、ニッケルは使われていて、それ</p>

	<p>がメッキをした後、実際そのニッケル化合物が出たものを廃棄されるということで、そちらのほうの数値が外に出る、いわゆる事業所外に出るところの表が、見ていただくと、18年度だと74キログラムですか、実際、ニッケルは最初には使われていないのですが、メッキをした後、その後の廃棄物としてニッケル化合物が出てきて外に出て行くということでございます。</p>
R 委員	<p>わかりました。</p>
会長	<p>ほかにございましたら。</p> <p>F委員、お願いします。</p>
F 委員	<p>使用量はこれでわかるのですが、それぞれの物質について、恐らく東京都で決めた排出基準といいますか、規制値というのがあると思うのですが、それとの関連で、特に著しく規制値を超えているというものがあつたら教えていただきたいのですが。</p>
環境課長	<p>規定値を超えているということは、環境基準とか排出基準ということだと思います。特にこの中では使用量と、実際に出荷された量と、外に出たものということ、環境に出たということで、その基準がオーバーしているかということだと思いますが、基準はここの中では特にその辺をチェックをしてございませんので、申しわけありませんが、オーバーかどうかということにはわかりません。</p>
F 委員	<p>はい、わかりました。</p>
会長	<p>ほかにございますか。よろしゅうございますか。</p> <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>では、次に2番目、「環境博覧会すぎなみ2008」の実施結果等について、環境都市推進担当課長、よろしくお願いします。</p>
環境都市推進担当課長	<p>環境清掃審議会の皆様方におかれましては、「環境博覧会すぎなみ2008」にご来場、またはご出展いただき、まことにありがとうございました。</p> <p>結果につきましては、来場者数にありますように、2日間で1万7,500人を超える過去最高の来場という数値を出しております。</p> <p>その他の(1)の「すぎなみ環境賞」は今年で第5回目となるものでございますが、(2)の歩きたばこ禁止ロゴマークの決定は新しい取り組みでございまして、歩行喫煙禁止の一層の周知・徹底を図るため、ロゴマークの募集を行い、選考、投票の結果、裏面のマークを最優秀と決定し、日本語、英語、ハングル、中国語と4つの言語で歩きたばこの禁止を訴えているものでございます。これを最優秀と決定して、環境博覧会の場で表彰したものでございます。今後、駅前等で喫煙</p>

	<p>マナー向上キャンペーンを行いますが、こうした啓発活動に活用してまいりたいと考えてございます。</p> <p>私からは以上でございます。</p> <p>何かご質問などございましたら、どうぞよろしくお願いいいたします。</p> <p>B委員、お願いします。</p>
会 長	
B 委 員	<p>環境博覧会のたくさんの方のご来場、本当に関係各位の皆様の努力の結果だと思っております。環境賞の中の厚着賞についてなのですけれども、例年ですと、消費者団体の方がここでいただいて、どういう形でこの厚着賞に対する警告とかそういうのをしていっているのでしょうか。</p>
ごみ減量担当課長	<p>厚着賞につきましては、今回ユニクロがベストごみ減量賞ということで、受賞しておりますので、この機会もとらえまして、ワイシャツなども当然販売しておりますので、ごみの減量に努めていただくようお願いしていきたいと考えてございます。</p>
B 委 員	<p>厚着賞をとられている方たちに対する杉並区の、杉並区がここで厚着賞ですと、それがどう環境に反映されていっているのか、その道筋を今まではどうされていたのか。</p>
ごみ減量担当課長	<p>特定の事業者の方を表彰する賞ではございません、こちらの厚着賞というのは、その製品等について、過剰包装であるということを区民の皆様方にご理解いただきまして、できるだけそういったものをご購入いただかないようにこれからも働きかけていくと、今までも働きかけをさせていただいたところでございます。</p>
B 委 員	<p>杉並区の区民によって、そういう厚着賞を買わないようにというPRの場所であるということですね。</p>
ごみ減量担当課長	<p>事業者の方、ワイシャツを販売されている商店の方、それから製造されている事業者の方々につきましても、広めていきたいというふうに考えてございますし、今までもそうさせていただいたところでございます。</p>
B 委 員	<p>5年間続いたわけですがけれども、この評価はどうなのですか、杉並区として、この厚着賞に対する。</p>
ごみ減量担当課長	<p>5回目ということで、昨年に比べ投票数も多くなっておりますので、区民の皆様からいろいろ評価をいただいていると理解してございます。</p>
B 委 員	<p>どんな評価なのですか。</p>
ごみ減量担当課長	<p>厚着賞を過去にとった事業者の方で、包装が簡易になったということで、薄着</p>

<p>B 委 員</p> <p>環境清掃部長</p>	<p>賞を表彰させていただいておりますので、今回はこちらの記載のとおり、ダイエット賞でございますね、そういったことで表彰させていただいておりますけれども、今回は大賞がなかったということでございますけれども、そういった機会をとらえて区民の皆様にもお知らせしていきたいと考えてございます。</p> <p>私もこの表彰に立ち合わせていただきましたけれども、対象者が消費者センターの方でしたし、そんなに効果としてあったのかなということと、この名前が、私はちょっと、区としてはいかがなものかなという感じはしております。</p> <p>例えばこれ、どこかの、それこそ女子美か何かの学生がこういうのをつくってやりましたというならわかるのですけれども、区がこういう形で、厚着賞という形を出すというのは、本当にちょっとユーモアにもならないという思いでございますけれども、まして、あそこの場で来られた方が、ワイシャツ関係者ではなくて消費者団体の方でしたし、そのダイエット賞が、今までやっていたというお話なのでございますけれども、それもきっと特定なものじゃないのですよね。これは余り意味のない賞だったかなと私は思っております。それらも総合してちょっと今後考えていただければと思っております。</p> <p>この問題については、いろいろなご意見、評価があるのは十分承知をしております。1つの賞をとってどうこうというよりも、ちなみに今、この厚着賞というのが出ましたから、これに限って言えば、この環境賞のもともとの発端は、環境施策として、過剰包装をいかに抑制していくか、あるいはそのきっかけとして、その象徴としてどう皆さんに関心を持っていただけるかと、そういうことからこのネーミングにしても、いかにも役所のような堅苦しい表現ではない、身近な問題としてとらえられるようなネーミングにしていこうというところから実は始まってきた経過がございまして、それがユーモアにもならないとおっしゃられればそれきりなわけですが、少なくともこの環境賞は当初、今申し上げたような過剰包装から、身近な、あるいは暮らしの足元から、これからどういう環境施策を講じていくかという、そのきっかけづくりとして皆様に関心を持っていただけるような内容に変えていく必要があるし、あるいはその存廃を含めて、これからはこの環境賞というものを改めて、もう既に5回はやってきましたから、見直していくように、そこが迫られてくるだろうと感じております。そういう中で、相対として、今後の推移を見守っていただきながら、個別の賞についての評価というのは、その後の、あるいはその余の問題としてご理解いただければと思います。</p> <p>以上です。</p>
----------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

会 長	では、N委員、どうぞ。
N 委 員	<p>歩きたばこのことですが、杉並区は全域が歩きたばこは禁止だということですが、けれども、駅からの一部の部分で完全に喫煙禁止道路というのがありますよね。一般区民の方の認識というのは、あの区域だけが歩きたばこはいけないのだと思っています。歩きたばこはとにかく全区禁止ということですよと、私の認識はそういうものですから申し上げるのですけれども、多くの方が喫煙禁止道路だけが歩きたばこ禁止だと誤解されている方が非常に多いと思います。私の認識が正しいのであれば、もうちょっとそこらのPRをなされたほうがいいのではないかと考えております。</p>
環 境 課 長	<p>委員ご指摘のとおり、区のほうにもそういう苦情がたくさん寄せられておまして、区内全域で歩きたばこが禁止されているということはなかなかご理解いただいている場合がありますし、そういう方もいらっしゃいます。</p> <p>それから、路上禁煙地区ということで、路上で、歩いて吸っても止まって吸ってもいけない地域が6カ所ございます。それについては重点的に今パトロールしておりますが、それ以外の地域が歩きたばこ禁止だということは、皆様のご理解が足りないということがありまして、今回こういう形でロゴマークをまず皆さん方にわかるような、こういうものがあるということを理解していただくために作品を出していただいたり、投票していただきました。</p> <p>今後このマークを使いまして、歩きたばこをしてはいけない場所、区内全域でございますので、その辺を、特に今考えているのは、電柱の巻き看板といいますか、ああいうところに、今回選定したものを巻いていく。また、横断幕とか学校とか、つけられるところにつけさせていただくようなこと。それからいろいろと印刷したティッシュとかを配っておりますが、今後そういう形で周知をするためにさせていただいたものでございます。</p>
会 長	V委員、どうぞ。
V 委 員	<p>今の話でございましたけれども、私ども、区からいろいろな禁煙のポスターなど来まして、いち早くそのポスターを張るのですが、N委員がおっしゃったように、そこだけが禁煙の場所と、とる方もいまいしょうが、一般的には、そういう場所からずっと離れてしまいますと、ポスターが有効なんです。本当に端のほうからそっこのほうの現場を見たことのない人のほうが多いと思うのです。</p> <p>それで掲示板を見ますと、今回もかわいい子どもさんがたばこをくわえてバツになっている禁煙のポスターを見ますと、たばこを吸う人ならば、そういう大き</p>

	<p>な掲示板を気にするはずなのですね。</p> <p>ですから、それは特別に、そうだからといって理解する人・しない人は別として、とにかくこのポスター、今もおっしゃったように電柱のほうにという、これもすごいな、一案だなと思っていますが、本当にそのポスターが途切れなく配布されて、雨風に当たってもまた懲りずにそれを張るといような、そんな方式がとっても効くのではなかろうかと、私はポスターを本当に一生懸命に、真剣に、きれいに、足をとめて読んでもらいたくて、「こことこの間隔は離れたほうがいいかな、ここのところは色が濃いからちょっとこっち側に移動しようかな。」とか、本当に苦労して張っています。今回も新しいロゴマークができた禁煙のポスターは本当に素晴らしいですね。そういうようなことで、やはりポスターはものすごく掲示板に有効だということをお話しいたします。ありがとうございました。</p>
環境課長	<p>確かにそういうことで、ポスターにつきましても今回こういうマークを入れさせていただいて、さらに周知を努めていきたいと思っています。</p>
会長	<p>ほかに、どうぞ、K委員。</p>
K委員	<p>環境博につきましては、たくさんのお客様においでいただいて非常に嬉しく思いましたし、私どもとしても、実はディッシュ・リユース・システムということで、環境ネットとしても参画をさせていただいたところでございます。</p> <p>今回の環境博の一つの精神としては、ごみを発生させないというのも一つの大きな柱になっているのではないかなと私どもとしては考えているわけですが、実際には、その精神の前に若干、商魂が行き過ぎてしまっているところが往々に見えたのではないだろうかと思っているわけでございます。</p> <p>というのは、私どもも多くの高校生を初め、何十人ものボランティアの方の活動の中でディッシュ・リユース・システムを進めてきたわけですが、実際にある業者さんが、紙皿を非常に大きなプラスチックのごみ入れにたくさんごみを排出されるということになりますと、参加された高校生あたりからも、「何、おじさん、あれは」というような質問も出まして、私としても対応に苦慮したこともございます。</p> <p>そういう面におきまして、何とか来年度以降そういうことのないように、区の行政さんからも指導を適当にやっていただくようお願いをしたいなと思っています。</p> <p>ご指摘の点、十分承知しております。9月17日に開催いたしました出店者説明</p>
環境都市推進担当課長	

	<p>会におきまして、ごみを出さない環境博覧会ということで出店者の皆様にお話を してご協力、お願いをしてまいったところでございますが、今後こういうことが ないように実行委員会でも再度検討し、事務局としても出店者説明会の場でさら に具体的に説明をしたいきたいと思います。今回、その場で食べるものではなく て、家に持って帰るからという理由で紙皿をお使いになって、その場で食べて捨 てられたという方が多くて、結果的にごみが多くなったと伺ってございます。そ の点も含めまして、出店者の方々に次年度、出店者説明会のときにはお話を申し 上げてまいりたいと存じますので、よろしく願いいたします。</p>
会 長	<p>ほかにございますか。</p>
U 委 員	<p>U委員、どうぞ。</p>
	<p>環境賞の話ですけれども、コミックではないということであれば、この名前 を、特に厚着賞というの、これは「厚着過ぎるで賞」とかそういうふうにする ば、さらにコミックになるのではないかと、生かされるということで、そのよう な感じがします。</p> <p>たばこのことですけれども、確かにマークがついているのは、各地、千代田区 へ行っても、中野区へ行っても、そういうのが路上にありますけれども、これは やはりお互い吸う人が、あるいは歩いているときに吸っている人をお互いに注意 するということが、そこから始まる方がいいのではないかとということで、私な ども、吸っている人がいれば「ここは禁煙ですよ。」と、「禁煙地区になってい ますよ、歩きたばこはいけませんよ。」ということで、逐次、にらまれても、注 意を心がけておりますので、そういう形から徐々に輪を広げていって、最終的に はこのマークがなくなるということではいけないのではないかとこの感じを受け ております。</p> <p>以上です。</p>
会 長	<p>ご意見ありがとうございました。ほかにございますか。よろしいですか。</p>
	<p>いろいろこの博覧会につきましては、今日お集まりの皆さまにご協力をいた だきまして、ありがとうございました。私のほうから要望を1つだけ申し上げてお きたいのですが、先ほど来ご説明もありましたが、一番下に、電柱看板、それか ら横断幕とか書いてありまして、歩きたばこの禁止ロゴマークをいかにして宣伝 していこうかという手法がここに書いてあるのですが、杉並はちょっと景観のほ うがおくれていまして、例えば新宿は早かったですけれども、環境条例を制定し ていないからいかんとも言えないのですが、これは私の要望として、そういう景</p>

<p>V 委 員</p>	<p>観条例で環境基本計画などを立てていかなきゃいけないし、これからの様相というか情勢を見ておく必要があるわけですが、景観の問題というのはかなり主観が入りますもので、今日、私が言っても、そんなことは私は思わないという方もいらっしゃると思うのですが、両方をとりながら進めていくようなことも世界的にはあるし、何とも言えないのですけれども、横断幕であるとか、電柱の看板というのは僕は嫌いなんです。それこそ横断幕で、ひらひら、風でばたばたいうようなのを見るのは余り好きじゃなくて、日本だけじゃないかな、あんなにばたばた、何本も並べるのね。</p> <p>それから、電柱自体はこれから消していくのが本質なのですね、みんな地下にして。電力料金を値上げしたらそのぐらい、値上げした分だけ地下に、ケーブルにやっていくとか、電力会社もおくれているんですよ、ずっと。一時期、バブルのときに電力会社はやる気が出たのですけれども、もうそれ以来、何か自分たちは黙っていたほうが得だというので、何もやらなくなってしまったのですけれども。</p> <p>先ほどV委員はポスターでと言われましたが、口でというお話もU委員からも出ていたのですが、やはり上品に伝えていくというか、難しいのですけれども、露骨に伝えるのは何でもできるのですよ。だけど、やっぱりこれからの文化国家というのは、余り露骨というのは日本はやめておいて、この辺だから、即やられると思うので、要望だけちょっと言っておいて、気をつけられて進めるほうがいいと思います。どうぞよろしくお願いします。</p> <p>このポスターの件ですが、もうかなり区民、都民には、公園に行きましても、電車に乗っても、駅のホーム、その他いろいろなところには、もう皆さんが常識的にごみは落としませんね。電車の中に必ず1つ、2つあったのが、最近では電車の中にも落ちていないのですよね。ときには乗ったとき、多い学生さんによっては下のほうへごろごろとやっていたのが、「それ、あなたが今置いた缶よ。持って帰らなきゃだめじゃない。」なんて私が言いますと、「すみません。」なんて言って持って帰りますけれども、やはり大分、ごみは持ち帰りなさいというのが浸透していますから、町はかなりきれいになりましたね。このたばこだけが、たばこ、たばこと責められるけれども、本当にたばこの好きな人はやり切れないだろうと思うし、今、会長さんがおっしゃったように、好きだったら好きなようなモラルを持ち、また、本当にそんなに極端じゃなく、だんだんと日本人の心で常識を保っていけるような、そんな自然さがあっていいのではないかなと今思</p>
--------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>会 長</p>	<p>ました。ありがとうございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>では、この件につきましてはよろしゅうございますか。</p> <p>F委員、どうぞ。</p>
<p>F 委 員</p>	<p>たばこの話が出ましたので、私もよく注意しているのですが、禁止区域とそうでない区域の境には結構多いですね。禁止区域だけはきれいになっているけれども、一歩外へ出るともうすぐやっちゃう。それからもう一つは、家庭的な問題があるのですね。家の中で吸っては困ると。もう出た途端に吸い出す人もいるわけですよ。ということを見ると、家庭の中で、特にたばこに関してもっと真剣に考えていただくと。小さい子どもさんを持っていらっしゃる方もたくさんあるわけですが、一生懸命、家の中では吸わないけれども、門を開けて出た途端に吸い出して、ゆったりと煙をくゆらせてと、そういう人も多いわけですから、外ばかり見ていないで、やっぱり内側からそういうことをみんなで啓発していくということが必要ではないかということを感じておりますので、よろしくお願ひします。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、時間の関係もありますので、次に進みます。</p> <p>3点目のごみ半減プランの策定について、清掃管理課長、よろしくお願ひします。</p>
<p>清掃管理課長</p>	<p>ごみ半減プランについてご報告をいたします。</p> <p>本年3月に策定いたしました杉並区一般廃棄物処理基本計画の推進を図るために、このたび、ごみ半減プランを作成いたしました。既に皆様のお手元のほうにはお配りをさせていただいております。名称を「半減プラン430」としました。これは22年度までの3年間のごみの減量を目指します、430グラムを目指すということからつけたものでございます。</p> <p>主な特徴といたしましては、一般廃棄物処理基本計画の中で定めました22年度までの短期事業展開戦略の4つの柱、目次の3番になります(1)から(4)番までの4つの戦略について具体的な施策を示してございます。また、区民の方からの施策提案を踏まえた具体策を盛り込んでおります。</p> <p>12ページ、上から4行目あたりになみすけのマークが入っていると思いますけれども、こちらは区民の方から応募をいただきました「ごみ減量アイデア」を施策に取り込んだものとして表示をさせていただいております。</p>

	<p>今後のスケジュールでございますが、11月21日号の広報によりまして、このごみ半減プランのお知らせを区民の方にしてまいりたい。また、この3年間、この計画に基づきましてごみ半減プランを進めてまいります。内容につきましては後ほどご確認をいただければというふうに思っております。</p> <p>私からは以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>では、ただいまのご説明にご質問、ご意見がございましたら、どうぞ。T委員、どうぞ。</p>
会 長	
T 委 員	<p>この計画の5ページ目ですが、1日当たり現在649グラム、18年度と書いてございまして、それから430グラム、22年度と書いてございます。総排出量との関係というのは、単純に人口と日数で割ればよろしいのでしょうか。</p>
清掃管理課長	<p>はい、そのとおりでございます。</p>
T 委 員	<p>そうすると、例えば19年度が618グラム、例えば52万掛けて、365掛けると12万3,180トンになるかと思うのですが、ちょっと集計が、確認をとったらわからなかったもので、私実はこのアイデアのときに出たのですが、そちらで気づかずに申しわけございません、今ごろになって質問して。</p>
清掃管理課長	<p>総排出量につきましては、ごみの収集量、可燃、不燃、粗大ごみ、それから資源回収量、持ち込みごみ量を持ってございますので、数字についてはお示したとおりになっていると思います。</p>
T 委 員	<p>持ち込みとか引いてということであればよろしいわけですね、今の総量の中から。</p>
清掃管理課長	<p>すみません、1人当たりは、可燃、不燃、粗大ごみから人口で割っております。</p>
T 委 員	<p>はい、ありがとうございます。</p>
会 長	<p>ほかにもございますか。</p> <p>K委員、どうぞ。</p>
K 委 員	<p>質問と意見を述べさせていただきたいわけですが、この「ごみ半減プラン430」というのは、もう「案」がとれて正式になっていると理解してよろしいわけですか。それともまだ案の段階でございますか。</p>
清掃管理課長	<p>こちらのほうは正式なプランでございます。</p>
K 委 員	<p>わかりました。</p> <p>それでは、先ほど課長がおっしゃったように、3番目の目標実現に向けてとい</p>

	<p>うことで、これは4つのプロジェクトがありますね。これをいよいよもうスタートさせなければならないわけですが、もう既に実施しているという、20年度の年度なども19ページのところに入っているわけですが、具体的にどんな形でこのプロジェクトをスタートさせていくのか、その辺ちょっとご説明をお願いしたいと思います。</p>
<p>清掃管理課長</p>	<p>あらかじめお配りした「ごみ半減プラン430」の19ページに実施のスケジュールをお示ししてございます。20年度から実施するもの、あるいは準備をし、21年度からとなつてございまして、予算を伴うものにつきましては21年度となりますが、既に実施できるものについては20年度より着手をするという形でそれぞれお示しをしているところでございます。</p>
<p>K 委 員</p>	<p>部分的にもうスタートしているところがあるわけですか。</p>
<p>清掃管理課長</p>	<p>例えば19ページの上のほうから見ていただきますと、プラスチック製の容器包装等については既に20年度から実施済みのものもございまして。また準備を必要とするものというのがありますので、そちらについては鋭意準備を進めているというところでございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>よろしいですか。</p>
	<p>K委員。</p>
<p>K 委 員</p>	<p>ついでに、これに関連しまして、非常にいい内容で、楽しいと思っておりますが、一つお願いがあるのです。例えば12ページあたりを見ますと、プラスチック製容器包装のプラマークがついております。いわゆるプラスチック製品ということでプラマークのついていないものを、何とか、区民からアイデアでも募って、明確にわかりやすいようにしてほしい。一般的な方からいいますと、プラスチック製容器包装というものと、プラスチック製品というものととの区分が本当にわかっているのか、わからないのか、半分以上の人がわからないんじゃないかなと思つているのですけれども。</p> <p>そういう面から言いますと、例えばもう既にかなり一般化されましたなみすけさんみたいな形での、そういう完全にプラマークのついていないやつとついていないやつの区分とか、そういう形での区民からのアイデア募集によって、区民にそれを徹底させていくというようなことをご検討いただけないかなと思つたわけですが。</p>
<p>清掃管理課長</p>	<p>ご意見としては承りますが、プラスチック製の容器包装というのは容り法で定めたものでございまして、製造が区内に限ったものではございません。全国で製</p>

<p>会 長</p>	<p>造されたものが区内に流通をしているということでございますので、新たなマークをつけるというのは非常に困難かなと思っております。</p> <p>新たなものをつけるというのは大変難しゅうございますが、現在、12月から配布を予定しております、各戸配布します分別のカレンダーを、準備中でございます。その中ではプラスチック製の容器包装と、いわゆる資源になるプラスチックと可燃になるプラスチックの分別の基準を絵入り、写真入りで作成してございますので、そういったものを工夫しながら周知に努めてまいりたいと思っております。</p> <p>よろしく願います。</p> <p>じゃ、M委員、どうぞ。</p>
<p>M 委 員</p>	<p>今、お話し19ページの実施スケジュールの中で、古紙完全リサイクルプロジェクトというところで、集団回収への移行の促進ということで、現在も実施して拡充するというので、恐らくこの後で話になる持去りの問題とも関係するので、自分自身の認識が余り明確ではないので、なぜ集団回収という方法を推進されるのか、区で回収されるのと集団回収される場合のコストの面、行政側のコスト、ボランティアでやっている場合も何か支払いが生じていると思いますので、そういったところで有利点があるから進められるのか、私の認識自体が甘いので、ご説明をいただければと思います。</p>
<p>ごみ減量担当課長</p>	<p>集団回収につきましては、報奨金という形でございまして、回収量に応じまして区のほうから1キログラム6円、現在報奨金を出させていただいております。回収経費につきましては区では負担をしてございません。</p>
<p>M 委 員</p>	<p>例えば区が回収されるのと、集団回収の回収をされる場合の収集業者は変わるのか。それから、そこへお支払いになるお金はあるのかないのか。それと、今のお話ですと、キロ6円は区が報奨金として払っているわけですが、それがコストだという理解ですが、その他、なぜ集団回収を進めるメリットがあるのかをご説明いただきたいのです。</p>
<p>ごみ減量担当課長</p>	<p>集団回収につきましては、先ほど申し上げましたけれども、私どものほうで集団回収事業者の方が、PTAですとか、地域の方々ですね、集団回収をやっている団体の方に1キログラム回収したごとに6円の報奨金をお支払いしているという形でございます。</p> <p>回収団体は、事業者へ回収した物を持ってもらうわけですね。それにつきましては、私どものほうで聞いておるのは、1キログラム大体2円ぐらい回収団</p>

	<p>体のほうにキックバックということでしょうか、収入があると聞いてございますので、合計、区を経費の報奨金の6円と、それから回収事業者からもらう2円が、合わせまして8円ですね。それが団体の収入になると私どものほうはとらえておりますし、集団回収は非常にそれぞれの方々が協力してやられますので、均一の製品というか、均質の良質な資源が守られるということと、それからコミュニティーの維持が図れるということで、私どものほうでは推奨していきたいと考えてございます。</p>
M 委員	<p>今のお話ですと、均質な資源回収ができるということと、コミュニティーの維持強化ができるということがメリットであって、コスト面のメリットはお聞きできていないのですが。</p>
ごみ減量担当課長	<p>杉並区の行政回収経費の大体4分の1です。私どものほうが報奨金としてお支払う金額はその4分の1というふうになってございます。</p>
M 委員	<p>そうすると、回収する事業者のほうはキロ当たり2円、団体に払って回収されているということですかね。</p>
ごみ減量担当課長	<p>そのとおりでございます。</p>
M 委員	<p>その事業者というのは区が選定されているのですか。</p>
ごみ減量担当課長	<p>回収団体の方は自分でお決めになるということでございます。登録事業者の中からお決めいただくということになってございます。</p>
M 委員	<p>登録というのは区に登録されているということですか。</p>
ごみ減量担当課長	<p>そのとおりでございます</p>
M 委員	<p>それと、今言われている区の登録事業者と、例えば区で回収されていく資源がありますね。それが渡っていく行き先とは全く別になるということですね。</p>
環境清掃部長	<p>同じでございます。</p>
M 委員	<p>同じですか。</p>
ごみ減量担当課長	<p>はい。区内の事業者が、ほとんどの方が回収団体と契約をして回収しているという実情でございます。</p>
M 委員	<p>今お話しなのは、回収団体、回収事業者ですね、事業者ですよ。ちょっと絵になるような形でお話しいただければありがたいのですけれども。</p>
環境清掃部長	<p>私のほうから総括的にちょっとお話しをさせていただきます。</p> <p>一つ、古紙の資源回収を例にとりますと、本来この行政回収は、古紙が暴落したときに、それまで頼っていた民間の、よくあるちり紙交換、あるいはその当時からやっておりました地域の育成会とか町会とかでやられていた、いわゆる地域</p>

M 委 員	<p> 中での集団回収、こういったものに加えて、暴落で民間の事業者がなかなか手が出なくなったということから、行政回収が90年代から始まってきたという経過がありまして、本来はこのまま行政回収を引き続き継続していくことがいいかどうかというのは、実は疑問を持っています。 </p> <p> ただし、それぞれご家庭で出る新聞については、新聞の販売店も個別に回収をしているところもありますし、地域によってはかなりの数が集団回収として機能して集められているという実態もあります。その集団回収に当たっては、個別の団体の方々が、個別の事業者と区の登録業者と連絡をとって、そこに、どこどこ、いついつ集めているから引き取れと。そのときに、さっきキックバックという話が出ましたけれども、2円程度というものがありますが、それも市場の状況によっては出たり出なかったりということがあります。ですから、非常にそういう意味では、いわゆるリスク、要するに不確実性が高い取引だということと言えます。 </p> <p> そういう中で、行政のほうでは、一定の業者に委託料として、収集・運搬をお願いして、一定の古紙であれば紙問屋のほうに納めてもらうと。うちのほうとしてはそこを、まず業者に一定の金額で、キロ幾らという格好で契約をして、なおかつそれを受けて収集業者は今度は問屋に、さらに全体として幾らという格好で売り渡しをしているわけですね。ですから、そこで一定のマージンが、当然のことながら生じてくるということになります。 </p> <p> したがいまして、この資源の回収については、このまま安定的な回収をしていく必要があれば、行政回収というものを継続していく必要があると。ただし、本来は民間の手にゆだねるのが本来の筋であろうという議論も実際はあるわけですし、もともとはそこからスタートしていますから。ですから、今後とも常に行政回収が一番正しいのだという公式的な考え方は持っておりませんが、ただ、生活者方、地域の方から見れば、いつ来なくなるかわからない、そうした不安定な形での資源回収というものが本当にいいのかどうかと、そういうことを考えれば、当面、行政回収は続けていく必要があると考えています。 </p> <p> そうするとコストの面で言いますと、もし古紙の流通値段が下がると民間が手を出さなくなるということで、行政が赤をかぶって回収しなくてはいけないんだという趣旨ですね。そういうことですね。ということは、古紙回収自体が経済的に破綻するときには行政がやらなくてはいけない。では、なぜ行政はそのような赤字を出してまで、経済的に破綻する古紙を回収しなくてはいけないのでしょうか </p>
-------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

環境清掃部長	<p>か。</p> <p>今申し上げたように、今後とも引き続きやるかどうかということは議論があるというお話を申し上げました。当面、じゃ、すぐやめられるかと、もう行きませんと、区長も広報で、記憶に残られている方もいらっしゃるかもしれませんが、表現のよしあしは別にして「リサイクル貧乏」というのを表題で広報に実は出しました。要はやればやるほどコストがかかると。本当にこれでいいのかというそういう疑問を投げかけたわけですが、今お話があるように、赤字である時代であればこそ、行政がずっとやるのがいいのかと言われれば、それは行政しかやるどころがなければ、行政がやる必要があると。ただし、資源回収のあり方、実施主体のあり方としては、それが絶対的に正しいと、そういう理解は必ずしも私はしていないということを申し上げたわけです。</p>
M 委 員	<p>よくわかりました。</p> <p>ということは、私の意見ですが、古紙回収というのは福祉事業でもないし、人の健康を守るものでもないし、なければ人が死に瀕するようなものでもないの、行政がそのときに最重要課題としてやる必要は全くないと思うのですけれども、今そのお話があって、今度、資源持去りという、こういう行為の事例があるのですが、この事例、判例の中では、古紙の問題というものが多くありませんか。</p>
会 長	<p>また後ほどご説明がおありでしょう。</p> <p>M委員、恐れ入りますけれども、ほかも……</p>
M 委 員	<p>わかりました、はい。</p>
会 長	<p>ええ、ほかの方もいらっしゃるし、それから議題もありますので、また個別に担当課とお話し願えれば。理念的な話などありますので、長引くと思いますので、よろしくお願いします。</p> <p>では、ほかの方で。はい、C委員。</p>
C 委 員	<p>時間がないので簡潔に伺いたいと思いますけれども、18ページの家庭ごみの有料化については、私は反対という立場でおりますが、これは決定事項だというふうに先ほどお話がありましたので、非常に残念なことだと思っておりますが、家庭ごみを有料化することによってなぜごみが減るのか。基本的なことをお伺いしたいと思います。</p>
清掃管理課長	<p>半減プランについて、決定事項ということでお伝えをさせていただきましたが、ごみの有料化の方法について、有料化実施方法を検討するというございまして、これを直ちに実施するというございまして、検討を実施す</p>

C 委員	<p>るということでご理解をいただきたいと思います。</p> <p>ここにプロジェクトがあるということは、これは家庭ごみ有料化の前提でスタートするということでしょう。だから、ごみ半減プランに載っているということであれば、家庭ごみを有料化すれば、家庭ごみが減るという前提に立って載っているのではないですか。だから、なぜ有料化すればごみが減るとお考えなのかということをお伺いしたのですけれども。</p>
清掃管理課長	<p>答弁が漏れまして申しわけございませんでした。これまで家庭ごみの有料化をしている多くの自治体がございます。そちらの実績等を確認しましたところ、家庭ごみの有料化というのはごみ減量に一定の効果があるものというふうに確認しているものでございます。</p>
C 委員	<p>いや、そういうことを聞いているのではなくて、有料化するとなぜ家庭ごみが減るのですかと、そのことを聞いているのです。</p>
清掃管理課長	<p>一般的には経済的インセンティブによりまして、ごみの減量効果が期待できるものと理解しております。</p>
C 委員	<p>わかりやすく、もう少し説明してもらえますか。</p>
環境清掃部長	<p>たびたび恐縮でございますけれども、委員ご指摘の有料化そのものについてはいろんな意見があってしかるべきだと思います。</p> <p>ただ、有料化になればなぜ減るのかと。これは要するにそういう経済的なインセンティブがあることによって、要は一定の抑止効果があると。そういう排出者意識というものに訴えかける一つの手法だと。こうした先行事例としての実践結果がそれを物語っているということを私どもはお話しをしているわけで、先ほど申し上げましたように、有料化を検討するということは、もちろんこのプランとして決定をしておりますが、いつから、ましてや今のようなこの不況が始まった段階で、すぐ持ち出してどうこうということとはなかなか難しいかもしれません。</p> <p>いずれにしても一定の有用性、効果のあるという問題について検討すること自体は、決して妨げるものではないと、そのように感じている感じでございます。</p>
C 委員	<p>よくわかりました。</p> <p>それであると、戸別収集。これも本当にやるとすれば、集合住宅などはどうするのかとか思ったり、その分やはりコストの面もかなりかかってしまうのではないかと感じておるんですけれども、これもまだこれから検討ということなのでしょうか。あるいは実施と書いてありますから、21年度から実施というスケジュールになっておりますので、その方法についてのある程度の見通しと、コストの面</p>

<p>清掃管理課長</p>	<p>ではどういふふうにお考えなのかをお聞きいたします。</p> <p>戸別収集の実施に伴いまして、今ご指摘のようにコストの増というのが見込まれるわけでございます。そのコスト増とごみ減量の効果、コストと効果の比較というのが大変重要になろうかと思っております。現在、庁内においてこれらについて検討しているところでございます。</p>
<p>C 委 員</p>	<p>では、時間がないので、最後、ごみを減らしていくのに、杉並独自のやり方もあると思うのですけれども、ごみの発生原因者の責任が、ヨーロッパなどに比べると、どうも日本全体では薄いのかなということを感じております。やはり製品をいろいろつくっていくメーカー、そういうところの責任というものもどこかで追求していかないと、どうしてもこれは区民の責任に大きく転嫁されてしまうという点では、大もとの、製造するところの責任、これをどういふふうに杉並としては考えていくのか。</p> <p>環境博覧会ではいろいろなメーカー、製造会社が参加されて、それなりの意識を持たれて来られているという点では非常に前進面があるのかなと思っておりますけれども、こういうものをもっと広げて、メーカーの意識を、企業の責任として、例えばデポジット制だとか、そういうものをしっかりやってもらいたいというような働きかけなども私は第一に必要なかと思いますが、そのことを最後に見解を伺っておきます。</p>
<p>清掃管理課長</p>	<p>今回の一般廃棄物の処理基本計画の改定に当たりまして、当審議会からも答申をいただいているところでございまして、拡大生産者責任を追求していくということについて、ご検討をいただき、答申をいただいたところでございます。ただ、杉並区といたしまして、一自治体が法改正等を直に実施できるということではないことから、区といたしましては、今後ともこういった拡大生産者責任につきましては、所属と申しますか、自治体等のネットワークというところを通じながら、法改正あるいは拡大生産責任について求めてまいりたいと考えているものでございます。</p> <p>また、先ほどご報告をいたしました「すぎなみ環境賞」につきましても、杉並区としてこれは過剰包装であると、これは区民として要らないものかということ、業界に対して、あるいはメーカーさんに対して表明をしているものと考えてございますので、そういったことも通じながら杉並区民の意識というものをお伝えし、また行政としての考えをお伝えしてまいりたいと思っております。</p>
<p>会 長</p>	<p>時間の関係もありますので、次に進めさせていただいてよろしいですか。</p>

<p>清掃管理課長</p> <p>会長</p>	<p>この件につきましては、これからも引き続き、絶えずご質問、ご意見等出てくる課題ですので、この辺に今日はさせていただきたいと思えます。</p> <p>では、次に4番目、杉並清掃工場廃プラスチック混合可燃ごみの焼却実証確認実施報告（3回目）について、清掃管理課長、お願いいたします。</p> <p>ご報告いたします。杉並清掃工場を運営しております東京二十三区清掃一部事務組合より情報提供がございましたので、報告をさせていただきます。</p> <p>今回、第3回目になります。2ページ、3ページ目をお開きください1回目は18年11月に、2回目は20年1月に実施をいたしまして、今回は2ページ記載のとおり、本年5月に第3回目として実施したものでございます。</p> <p>この時期といいますのは、杉並区が20年4月から区内全域で廃プラスチックのサーマルリサイクルを実施してございます。そのため、工場に搬入されるプラスチックごみ量の増加に伴いまして実証確認を行ってきたものでございまして、今回は本格実施後の確認データということになります。</p> <p>3ページ目をお開きください。確認結果概要をお示ししてございます。前回はご報告した内容、項目、その他、同じでございます。調査項目も同じでございます。排ガスにつきましては、測定結果はすべて法規制値及び規定値を下回っているものでございます。</p> <p>別紙としてつけましたデータ表がでございます。1ページになります。</p> <p>以下、記載のとおりでございまして、すべての項目におきまして、実証結果におきましては、廃プラスチック混合焼却による影響というものはないということになってございます。データをすべて本日添付させていただいてございますので、後ほどデータのほうはご確認をいただきたいと思えます。</p> <p>冒頭申し上げましたように、今回、杉並清掃工場で第3回の実証確認を行いました。杉並清掃工場には杉並区から排出される可燃ごみが入ってきているということでございますので、今後この状態が続くということになります。一部事務組合では、この第3回の実証確認を持ちまして確認作業を終了するというようにしてございまして、今後は、定期的に行っております測定による実証確認を行っていくと聞いてございます。</p> <p>なお、このデータにつきましては、10月1日から区のホームページ、あるいは10月11日号の「広報すぎなみ」でお知らせをしているものでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
-------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>T 委 員</p>	<p>では、ご質問、ご意見ありましたら。</p> <p>はい、T委員、どうぞ。</p> <p>まずお尋ねしたいのは、最初の2ページ、「実施前」とは廃プラ混合可燃物搬入前をいう。「実施後1回目」とは……とありますけれども、このところで、データの中で停止時というのがあるのですが、停止時というのは炉が全部、3炉ともとまっていたと考えてよろしいのでしょうか。19年10月22日から27日ということで停止時という規定があるのですが、それは完全に炉がとまっていたのかどうか。</p> <p>それと、次に、後ろのデータのほうの8ページの浮遊粉じんのところで、稼働時3回目、それから停止時という数字がありますけれども、そのときに、ちょっと数値がここだけ、実施前と停止時と、停止時と稼働時3回目というのはほとんど似ているのですけれども、稼働時の前と比べて急に増えているので、例えばこれは数字が極端に離れているし、測定した業者さんが違うようなので、その辺の問題があるのかどうか、あるいはこれはたまたまそういうことがあったのか。ほかのデータを見ると余り差がないんですね。</p> <p>それと、もう一点ですけれども、12ページ、発電量が極端に増えているという評価が出ていますけれども、ここで発電量のリミットというか、規制値が6,000以下とありますけれども、かなりこれに近い数字、前は3,000だったものが5,700とか5,500とか行っていますので、このときにこの発電量との関係で、いわゆるその辺の炉と発電量の安全性ですか、この辺のところはどの程度キャパがあるのか、その辺のことについてお答え願えればと思います。</p>
<p>清掃管理課長</p>	<p>すみません、ちょっと最初の質問のところ、どちらを指摘されたのか、もう一度後で教えてください。</p> <p>まず2点目の、データのほうの8ページ、浮遊粉じんについてご質問をいただきました。私どももちょっとデータの動きがありましたので確認をしましたところ、一組からの回答でございますけれども、5月は粉じん等の上昇が見られると。春先の黄砂等の影響があるのではないかと説明を受けてございます。</p> <p>また、12ページの発電に関することでございますけれども、ちょっと数字等があつてなかなか見にくいかと思いますが、杉並清掃工場につきましては、一炉当たりの処理能力が300トンということで設計をされているわけですが、設置当時と中に入ってくるごみの性質が変わってまいりまして、カロリー等が上がっておりますので、ここではごみの焼却量を調節することによって、炉のいわゆるカロ</p>

	<p>リーの上限值内で運営をするということで聞いてございまして、300トンを下回るごみ量を投入することによって、炉の安全性を確保しつつ安定燃焼をしていると報告を受けているものでございます。</p> <p>1番目の質問について、恐れ入ります。</p>
T 委員	<p>停止時というのが、平成19年10月22日から27日と、どこかに記載されていたのですが、そのときは炉が3炉ともとまっているのでしょうかということです。停止時という表示になっていますけれども。</p>
清掃管理課長	<p>失礼しました。データの8ページをご覧いただいているのかなと思いますが、この時期、ちょうど工場の全炉停止時期に当たるかと思っております。</p>
T 委員	<p>今、ごみ量の投入量の調整をされているというお話で、300トン以下。ということは、かなりカロリー数というか、炉の温度の上がり方を見て、かなり人為的に調整するというのでしょうか、これは。</p>
清掃管理課長	<p>炉内の測定等をしているわけでございますので、その中で投入量の調整、そこは手動のクレーンでやっておりますので、そういった中で調整を行って安全操業を行っているということでございます。</p>
T 委員	<p>ということは、非常にリスクな感じがするのですね、コントロールするというのが。そんなことはないのでしょうかね。ちょっとその辺が、単純な、素朴な疑問ですけれども。</p>
清掃管理課長	<p>清掃工場も建設以来、長い年月がたってきましたので、ごみ質も変わってございますので、その辺のところは、これまでの中でしっかりとデータ等を読みながらやっていくものと理解しております。</p>
T 委員	<p>今ごみ質が非常に変わっていて、例えば12%廃プラスチックが入っていますということで出ていますね。今まで7とか9で大体推移していたと思うのですが。これが例えば今の状態の収集方法だといきなり上がってしまうとか、そういう変化がとても心配される状況だと思うのですね、現在のごみ収集だと。ですからその辺のときに、常にバンカーの中の量を正確に把握できるかどうかはちょっと疑問があるので、そのときにやっぱりバランスが急に崩れる可能性はないのとかどうか。そういうちょっと素直な疑問です。</p>
清掃管理課長	<p>ごみ質は本当に日々、あるいは収集車ごとに全然違っていると思っております。清掃工場では、そういった意味では、安定焼却を行うために、バンカーにごみを落とした後、クレーンで攪拌をしながら、均質にしながら燃焼を行っております。</p>

<p>会 長 R 委 員</p>	<p>日量300トンの処理でございますので、それは1回の投入で終わってしまうわけではございませんので、投入ごみ量と、それから各種測定データ等に基づいて、経験則も含めて安定的に焼却をしているものでございまして、通常のデータから今ご心配のような特別なデータというのは出ていないと聞いております。</p> <p>R委員、どうぞ。</p>
<p>R 委 員</p>	<p>杉並清掃工場の件ですが、直接的には議題には載っておりませんが、清掃工場に関係することとして質問させていただきたいのですが、2回ぐらい前に、清掃工場建て替え計画とそれに関する情報の提供ということがありました。その後、具体的にこの審議会ですそれに直接的に関係する情報というのがいただけていないので、現状どういう状況に進んできているのかということをお教えいただきたいと思っております。</p> <p>今のごみデータとり云々にも直接関係するのですが、その中で、現状の杉並工場の炉の停止の計画はどうなっているのか、その辺について情報がございましたらお教えいただきたいと思っております。</p>
<p>会 長 清掃管理課長</p>	<p>では、事務局から。</p> <p>ただいま杉並清掃工場に関するお尋ねがありました。これまで周辺環境調査等でご報告をさせていただいているところでございますが、このたび、和解条項に係る取り扱いについて三者の協議が整ったところでございまして、今後は建設協議会、先日第1回目が開かれましたが、そちらのほうで詰めていくという状況になってございます。</p>
<p>R 委 員</p>	<p>炉の停止ということでご質問をいただいたところでございますが、建て主は東京二十三区清掃一部事務組合でございます。工場をどのように建てるということによっても大きく変わってこようかと存じますが、今ある計画の中では平成24年度着工ということでございまして、23年度中には搬入停止、炉の停止ということが想定されているものでございます。</p>
<p>R 委 員 清掃管理課長</p>	<p>今のご説明にちょっと確認ですが、炉の停止というのは2炉一気に停止するということの意味ですね。</p> <p>ただいま申し上げましたのは、清掃工場としての運転を停止するということでございます。したがって、すべて停止するということでございます。</p>
<p>会 長 M 委 員</p>	<p>では、M委員、どうぞ。</p> <p>要望ですが、この間の測定の中になく早期発生有機物量、最近、他の自治体での、プラスチックを圧縮なり燃焼するときに、あるいはリサイクルすると</p>

	<p>きに問題になっています周辺大気中のTVOC（Total Volatile Organic Compounds 総揮発性有機化合物の略）の量を測定することを、この測定項目のほかに、今もう実験的な測定は終わられるというお話がありましたけれども、今後新たに始めていただきたいと。裁判の中にも、そういったものがどれぐらいの量があったのかというのがほかでも出てきているような状況ですから、総量としてどうなのかという指標の一つとして、揮発性の有機物量というものを加えていただきたいと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局、要望ということですので、結構だと思います。 どうぞ、K委員。</p>
<p>K 委 員</p>	<p>1ページの下の表について教えていただきたいわけですが、まずB欄のほうで言いますと、廃プラスチックの混合可燃ごみの搬入量Bということで、特に実施後第3回目について質問をしたいと思いますが、これは20年、今年4月、5月ですから、完全に区内から出されるごみについては、すべて廃プラが混入されているというふうに私は理解したわけです。</p> <p>ところが、一方、A欄のほうになりますと、さらにBより多くなって、さらにこの「ごみ搬入量（廃プラ混合可燃ごみを含む）」、この辺のAとBとの格差というのがどこにあるのかちょっとわからないのです。</p> <p>勝手に私が想定したところ、例えば世田谷区のごみを、今は清掃工場がやっていますから、持ってきているのかなというような勝手な想定もできるわけですが、そうすると、例えば5月の場合だと1万5,700トンが、区内のごみだと9,160トン。そうすると6,000トンも世田谷から来るのかなと。ところが、4月になると、わずか2,000トンぐらいですね。この辺のことがまずちょっとわからないものだから、まず1点、最初に教えてください。</p>
<p>清掃管理課長</p>	<p>5月のデータについて申し上げますと、ご指摘のように、他区からの搬入ごみがあったということでございます。</p>
<p>K 委 員</p>	<p>ただ、今申し上げたとおり、4月と5月では、区内のごみの発生量との間の格差が大き過ぎるのではないかということをやっと疑問に思ったわけです。</p>
<p>清掃管理課長</p>	<p>詳細なデータは持ち合わせてございませんが、これは実数値ということで理解をしております。</p>
<p>K 委 員</p>	<p>はい、そうだと思います。ただ、そうすると、先ほどもあるところからご質問がありましたとおり、恐らく24年には、清掃工場が一応、とりあえず休止するということになる、当然のことながら杉並から発生するごみにつきましても他の</p>

	<p>地区にお世話にならなきやいかんだろうというふうに思うわけですが、そんな場合には正式に、一組さんが中心になって、契約ということで、例えば何年から何年まではほぼコンスタントに毎月このぐらいのごみを持っていくのだよというようなことがあり得るんじゃないかなと勝手に想定しているわけですが、先ほど申し上げたとおり、例えば20年の4月と20年の5月では搬入量の差が大き過ぎるんじゃないかと私は思ったものですから、質問させていただいたわけです。</p>
清掃管理課長	<p>23区で発生するごみについては、全清掃工場の中で効率よく運営するという形でやりとりがなされているものでございます。杉並清掃工場については、これまでの和解除項に基づきまして、原則といいますか、杉並区で発生したごみという取り扱いになっているところでございますが、近隣の工場において点検等がある場合については搬入も認めていただいているという状況になっているものでございます。杉並清掃工場が運転を停止した際のごみにつきましても、23区内の清掃工場において安定的に焼却するように、それは計画を持って振り分けるという形になるわけでございます。まだ今、どこの工場ということではございません。</p>
K 委 員	<p>そうすると、結論から言いますと、AとBの差につきましては、他の区のごみであるということと言い切っていいわけですか。AとBとの差ですね。</p>
清掃管理課長	<p>区内においても4月、5月ではごみ量が変わってまいります。大きなところでいけば、区外からのごみも入ってきているという要因が大きいというのは事実かというふうに思います。</p>
会 長	<p>よろしいですか。ほかにもございますか。 はい、V委員。</p>
V 委 員	<p>今、4月、5月というお話がありましたが、確かに私ども、集積所を回りますと、5月、本当にいろんな人の移動があつて、増えたときはごみ量も増えていきます。そしてまた夏などは、若い方が帰省、故郷へ帰るせいか、非常に集積所もきれいだし、ごみ量が減っております。私はそんなことも少々、大小には影響しているのではないかなと、人の移動に対してですね、この季節の。そういうのをちよっと感じるのです。</p>
会 長	<p>よろしいですね。ご感想ということで。 この件について、これで終了させていただいてよろしゅうございますか。 では、本日の主議題であります審議事項、資源持去り行為に対する刑罰規定等のあり方についてということで、事務局からご説明のほどよろしくお願ひします。</p>

<p>環境課長</p>	<p>環境課長。 それでは、諮問事項、資源持去り行為に対する刑事罰規定のあり方についてと いうことでございますが、所管のごみ減量担当課長から、資料に基づきまして説 明をさせていただきたいと存じます。</p>
<p>ごみ減量担当課長</p>	<p>それでは、時間のほうも押し迫ってまいりましたので、簡単にご説明させてい ただきます。</p> <p>まず、資料1でございますけれども、今回、資源持去り行為への条例改正を一 部行いますけれども、その内容でございます。改正の目的については記載のと おりですので、省略させていただきたいと思います。</p> <p>改正の概要でございますけれども、これはまず、条例に、持去ろうとする者に 対する禁止命令規定を創設すること。現在、持去っても禁止命令規定というの はございませんので、まずその禁止命令規定を創設いたします。その禁止命令違反 者に対しまして、氏名等の公表、罰金規定を創設してまいりたいというふう に考えてございます。これは参考資料でお示ししました世田谷区の条例と同じよ うな規定をしていきたいと考えてございます。</p> <p>改正時期については記載のとおりでございます、4番の今後のスケジュール でございますけれども、21年2月、来年の2月に杉並区の個人情報保護審議会に 諮問・答申いたしまして、それで第1回区議会定例会へ条例案を上程したいと考 えてございます。それから、3月から区民等への周知、条例の施行は5月でござ います。</p> <p>資料2でございます。現在の杉並区の資源持去り対策の取り組みの概要とい うことでございますけれども、背景等につきましては記載のとおりでございます。</p> <p>2番の資源持去り防止対策の現状ということで、まず条例に所有権があるとい うことを明記してございます。それから、監視パトロール、民間パトロールです ね、また、警告書を発布してございます。資源持去りを防ぐために早朝回収の実 施、警告表示などを実施してございまして、先ほどM委員からもご質問ありま したけれども、集団回収への支援というようなことをやっております。</p> <p>3番につきまして、いろいろと区民の方から意見・要望等をいただいております が、これにつきましては後ほどご説明させていただきたいと思っております。</p> <p>4番ですが、23区でこちらの条例に刑罰規定が創設されている区は、そちらの 3区でございます。</p> <p>資料3につきましては、既に世田谷区は条例を持ってございますけれども、世</p>

	<p>田谷区の裁判で争われたのが12件ございます。これはすべて最高裁まで行きまして、被告側、持去り業者側が敗訴しているという状況でございます。</p> <p>その次の世田谷区における資源持去り事件の高裁判決につきましては、参考までにおつけさせていただきましたので、後ほどご覧いただければと思います。</p> <p>資料4でございますけれども、平成18年から3カ年間の行政回収量ですとか数値をお示ししましたが、警告書の発行枚数をご覧いただきたいと思いますが、パトロールで、現場で持去り業者を発見して警告書を発行した枚数でございますけれども、18年度、19年度は倍になってございまして、これだけ持去り業者が増えているということの一つの証拠かと考えてございます。</p> <p>資料5でございますが、上半期、区民の方々から寄せられている苦情・要望でございますが、先ほど部長からもご報告させていただきましたけれども、狭い路地を走り抜けるとか、夜から資源を抜き取っていくとか、そういった苦情・要望が寄せられているところでございます。</p> <p>資料6でございますが、こちらは自治基本条例に基づきまして、区民の方々から意見を求めまして、その概要でございます。これは2週間、広報等でお知らせいたしまして、それで区民の方々から意見が出ました。裏面のとおり、25件ございますが、ほとんどの方が持去り対策を強化してほしいと、そういうことでご要望があった次第でございます。後ほど参考資料1、2につきましてはご覧いただきたいと思います。</p> <p>私からは以上です。</p>
<p>会 長</p> <p>環 境 課 長</p>	<p>どうも要領よく、ありがとうございました。</p> <p>では、ただいまのご説明につきまして……</p> <p>その前に事務局から、審議の方法でございますが、環境基本計画につきまして、部会というようなことでさせていただきましたが、この件については今回この審議会の中でご審議をいただきたいということと、スケジュールでございますが、先ほど担当課長から説明があったとおり、次回、12月にもこの審議会を開いていただきまして、第33回でございますが、最終的にそのところで答申をいただきたいと考えてございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>はい。再度、解説がただいまございました。それを含めてご質問、ご意見ございましたらお願いします。</p> <p>R委員、どうぞ。</p>

R 委 員	資料の確認ですが、資料4の警告書発行枚数、この警告書を発行した、これはどこの地区ということになるのでしょうか。杉並区ですか。
ごみ減量担当課長	杉並区でございます。杉並区の集計でございます。
会 長	どうぞ、ほかにございましたら。 はい、U委員、どうぞ。
U 委 員	教えていただきたいのですが、今回の諮問の中身は、罰金刑を設けようということなのですか、早い話が。そういうことですね。
ごみ減量担当課長	先ほど資料1でもご説明いたしましたけれども、改正の概要の1番と2番ということで、まず資源の持去り者に対しまして、条例の中で禁止命令規定を創設すると。禁止命令規定に従わない者に対して罰金を科していくと。そのことにつきまして審議会の皆様のご意見を伺いたいと、そういうことでございます。
U 委 員	いや、そうしますと、ここの杉並の条例の中に、杉並区で指定しているリサイクル協同組合というのがありますね、それは杉並区のほうでは、随意契約か何かで、もう指定しているのですね。許可を受けなさいというのは、この条例の何条かどこかに載っているのですか。そこがちょっとよくわかりません。
ごみ減量担当課長	第7条の、ご覧いただきたいと思うのですが、参考資料の杉並区の条例でございまして、第7条第2項でございますけれども、まず資源物の所有権は杉並区にあるということを明記いたしまして、次に、区長が指定する事業者以外の者は当該資源物を収集または運搬してはならないということで、それを規則の中で、委託事業者に委託していると、そういうことでございます。
U 委 員	そうしますと、その下のほうに、「事業者以外の者」というのは多分、古紙回収業者のことじゃないかと思えますけれども、要は協同組合以外の者の意味でしょう、ここで言っているのは。事業者以外の者は収集または運搬してはならないとうたっているのは。
ごみ減量担当課長	集積所に出された、区民の方々から出された資源物を、その指定の事業者以外の方が収集または運搬した場合は禁止命令を出し、なおかつ罰金を科していこうと、そういうことでございます。
U 委 員	そうしますと、その集積場所というのは、確実に把握されているのですか。例えば住宅地図などにその場所を表示するとか、あるいは、もう一つは、どのぐらいの間隔かですよね、要はその場所が。 というのは、私の地区のほうでは、場所は決めるわけですよ、我々のほうで。今度はここがいいよということで決める。その情報が多分、区役所のほう

	<p>の、あるいは清掃事業者のほうへ行くのかな。その辺がちゃんときちんとされていないと、今言った7条の絡みで、古紙業者は持って行っちゃいけないということになりますと、要は、じゃ、指定業者の協同組合のほうは丸もうけで、企業利益の保護のための条例じゃないかということと、それともう一つは、要は随意契約をやられていれば、我々は全然勘定できないじゃないかと。まるつきり我々はもうからなくて破綻しちゃうということが起こった場合はどういうお考えをお持ちかどうか。</p>
ごみ減量担当課長	<p>今、U委員からご質問のありました件ですけれども、集積所につきましては、基本的には集積所の看板を設置いたしまして、これが杉並区の資源回収場所であるということを区民の皆様にも明示しているというところがございます。それにつきましては清掃事務所に相談をさせていただいて、その場所を区で確認いたしまして、住宅地図などに落とすしていくということでございます。</p> <p>それから、集積所に出された資源というのは、行政回収のために出された資源ということになりますので、U委員のおっしゃっている、例えばちり紙交換の回収ですとか、そういったものをこちらから排除するということではございませんので。</p>
U 委 員	<p>では、そこに置いてある物は持っていってもいいということですね。要は区で指定していたリサイクル協同組合の業者ね、その人以外の者でも。そういうことでいいのですね。</p>
ごみ減量担当課長	<p>リサイクル事業協同組合は、私どものほうが行政回収をやっている資源を委託して収集と運搬をしてもらっておりますので、それ以外の事業者が行政回収の集積所のほうから無断で持去るといふのは、これはこちらのほうの、まさしく持去りの対象にしていくということでございます。</p>
U 委 員	<p>じゃ、例えば一般廃棄物処理計画の中にもそれは含まれているわけですか、杉並区の中に。今この条例のほかにも。</p>
ごみ減量担当課長	<p>おっしゃるとおりでございます。</p>
U 委 員	<p>わかりました。</p>
会 長	<p>では、ほかにございましたら。</p> <p>O委員、どうぞ。</p>
P 委 員	<p>質問させていただきます。まず1点ですが、諮問の内容ですけれども、今こちらの改正の概要に書かれてあるのは禁止命令規定を創設するということと罰金規定を創設するということですね。罰金規定の場合は、罰金幾らになるかというこ</p>

<p>会 長</p>	<p>とは諮問内容には入っていないのでしょうか。</p> <p>それと、実際に罰金規定をつくって、罰則をかける場合ですが、具体的にそういう形でそれをかけるのか、その辺をちょっとご説明願いたいと思います。</p>
<p>ごみ減量担当課長</p>	<p>ただいま、P委員ですので、失礼いたしました、どうも。</p> <p>罰金額につきましては、こういった条例に罰金を設ける場合は、地方検察庁との協議がございまして、そちらの協議が整った段階で罰金額、私どものほうの案を区議会の皆様に提案していくということでございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>これは、罰金は杉並区長が科せるわけではございませんので、まず警察に告発するという形になります。禁止命令違反があった場合は警察に告発し、それで簡易裁判所のほうでそれに基づいて罰金を科していくということでございます。</p>
<p>P 委 員</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>どうぞ、P委員。</p>
<p>ごみ減量担当課長</p>	<p>例えばそういうごみ持去りがあったときに、近所の方がそれを目撃して、例えば車のナンバー等を記憶して、清掃事務所に連絡したときに、それはどういうふうに扱われるのでしょうか。</p>
<p>P 委 員</p>	<p>やはり、区だけでは条例を実効性あるものにすることはできませんので、区民の皆様からいろんな情報を寄せていただきまして、それに基づきまして私どものほうで証拠固めというのでしょうか、そういったいろいろなところで現場を押さえ、それから禁止命令を出していくと、そういったことになろうかと思っております。</p>
<p>P 委 員</p>	<p>またさらに続けてさせていただきますけれども、申しわけありません。</p> <p>今、こういう条例で厳しく罰則等もできたときに、やはり区民の方のそういう持去り業者に対する目もだんだん厳しくなってくると思うのですね。その場合に、現場でのご近所の方と業者とのトラブルというのが起こる可能性が出てくるのではないかと思うのです。現在でも、先ほどかなり、刃物を持ち出すとかそういう者が出てきていますので、そういうときの対応ですが、罰則があるからといって、ご近所の方が業者とそのことで余り強く言い合ったりとか、何かするということは必ずしも望ましい形ではないような気がするのですね。ですから、その辺のご指導ですね、もしそういう持去り業者がいたときに、一体それを目撃した近所の方とかその他の方がどういう対応をすればいいのか、それから、それがどういうふう処理されていくのかというようなことを、やはり周知していただきたいと。でないとかトラブルが出てきそうな可能性があるのではないかという</p>

	<p>ふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。</p>
<p>会 長 ごみ減量担当課長</p>	<p>要望です、はい。 承知しました。</p>
<p>会 長</p>	<p>ほかに。M委員、どうぞ。</p>
<p>M 委 員</p>	<p>先ほどからお話が出ています、集積場所が不明確じゃないかというのは私も思っています。張ってある集積日の曜日でこうですというのは確かにあるのですが、その幅が地域地域によって、かごをもらえる・もらえないも地域が言ってくれたりということによって設置してもらっているんですけども、それも2個並んでいたり、あるいは自転車のためというんですかね、歩道と車道を区切っている金属パイプに網をかけて、そこで垂らして、ごみを集めるときは臨時的集積所になっているというところが非常に多いと思うんですね。ですから、指定の場所に出すと。ごみの所有権を区が主張される根拠の指定の場所というのはもっと明確にしないといけないだろうというのが1つ。</p> <p>それから、今お話ししたような、通常は自転車を通るようなところになぜごみが集まらなきゃいけないのか、その日にはですね。それは非常に安全面でも問題があるのではないかと、引かかる可能性ですとか。ですから、場所をかつちりされるのであれば、どういうところに集めるというようなことを区で決めて、設備をしないといけないんじゃないかと、集積所に対してですね。なぜボランティアで区民が順番にネットを張ったり、上げたりしているのか、これもわかりません。</p> <p>ですから、先ほどお話しした回収もボランティアがやっているものを併用されていると。特に古紙だと思っておりますけれども、問題にされているのは。だとすると、区が回収していること自体が非常にわかりにくいのと、ボランティアでいいのかどうかというのをはっきりさせていただきたいのと、ボランティアとそういった業者のトラブルというのを避けたいというのが多分改正の目的なんですよ。区民との信頼関係で、これは区と区民との信頼関係を気にされているわけですが、トラブルが、そういう懲罰をつくることで本当に減るのかというところが見えにくいなというところがもう一つ。</p> <p>ですから、集積場所を確定するのに設備も要るのではないかと。今のようなやり方は非常に危険もあるし、散乱もしているというごみの状況もありますし、そしてそれをボランティアに任せているということ。網とかかごの出し入れを任せているということも非常に矛盾があるのではないかとということで、そこにこういっ</p>

<p>ごみ減量担当課長</p>	<p>た規定をかぶせていくときに、もともと矛盾があるところへ、衝突だけ先鋭化するんじゃないかというのが疑問です。</p> <p>まさしく集積所を、犯罪の場所ということで、集積所というのは非常に裁判の中でも争われている内容でございまして、世田谷区の事例ですとやはり集積所に看板が設置されていて、それは集積所であるということがだれの目から見てもわかる。それについて区で住宅地図等に落としまして、それで区が把握していると、そういったことが裁判の中で争われておりまして、杉並区もそれにのっつてやっていきたいというふうに考えてございます。</p> <p>やはり今、集積所の管理というのが非常に、それぞれ当番でやっていらっしゃるとか、一ヶ月ごととか、二ヶ月ごととか、そういったことで非常に大きな負担を住民の方々にやっていただいているということは事実でございますけれども、先ほどP委員のご質問にもありましたけれども、そういったトラブルに発展しそうな場合は、すぐに区にご連絡いただきたいと思いますし、これからも条例を施行していく段階で、区民の方々にお知らせしていきたいと考えてございます。</p>
<p>M 委 員</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ、極論すると、警察署にごみを出しに行ったほうがいいのかという、この議論ですね。本当にトラブルを防止したいのかですよ。区としての財産として本当に真剣に資源のことを言われているのか、ちょっとわからないですけども、警察署が管轄する例えば交番に地域の人はごみを出しなさいと。そうしない限り、多分そのトラブルというのは、罰金があろうが、あらゆる刑法犯罪は起きているわけですよ、ほかにも。</p> <p>ですから、決めたから、罰金払うのが嫌だからやめられるぐらいの切迫度だったら、人に刃物を向けたり、思い切り車を走らせるということは、通常の間人はしないんじゃないかと。切迫度がそちら、している側にもあるんじゃないかと、経済的なですね。生き残りがかかっているのであればあり得るだろうというふうに思うので、何を防がりたいのかというときに、資源の持去りとおっしゃるんですが、区としてはもう新聞はやめるかもしれないというお話をさっき、経済状況によってはありますということでした。じゃ、何のためにその新聞紙を一生懸命区は守ろうとするのか、それがわかりません。</p>
<p>環境清掃部長</p>	<p>そういうご意見ですと、私があえてお話し申し上げますが、まず、この件で守ろうとするものは区民の利益です。トラブルを防止する云々というのは、それはもう、余計なあつれきはないほうがいいに決まっていますし、非常に大きなリス</p>

クを負っているというケースが現実には生じていますから、そういったものは当然避けるべきだと考えています。

ただ、この問題について基本的に、今、交番なんていう話がありましたが、この問題はあくまでも、確かにご指摘のように、切迫している、あるいは生活がかかっているという業者が当然あると思います。なりふり構わず、ということがあるかと思いますが、ただ少なくとも、行政回収で古紙を集積所に出して、その集積所については、この問題については、いわゆる管理している根拠と、それから管理をしている実態があるかないかで最終的には証拠能力が問われるということで、先ほど課長が申し上げましたように、若干ちょっと答弁足らずでしたが、もちろんお決めになるのは地域の方同士の話し合いでお決めになったものを区の方へご連絡いただいて、区の方でそれを集積所として地図に落として、そこが集積所だということを管理しています。ですから、これは絶対必要です。

現実的に看板も張り、あるいはそこに地域の皆さんが十数世帯で協働して協力し合いながらそこへ出して、そこにある一定の頻度でもって古紙が出されると。こういう管理実態と使用実態がある限りは、そこを集積所として認定ができると、これが裁判所の基本的な考え方です。そういう前提に立って行政回収を円滑に安定的に進めていくためには、そうした区民と行政との理解と協力の前提に立って成り立っている古紙の行政回収というものをいたずらに脅かす、あるいはその利益を侵害してくる、こうした行為については、ただそれを放置していいのかと、こういうご意見が多々ございますし、我々もそうした行為を座視する気は全くございません。

したがって、条例改正をいたしますが、ただ条例改正をして罰金を設ければ事足りるかということは毛頭思っておりません。これは、条例改正をすることはもちろんですが、それ以前に、こうしたとりにくい環境をいかにつくっていくかということで、パトロールが大事だと。

それから、先ほどP委員がおっしゃいましたが、地域の目というものが大事であって、そうした地域の方から通報をいただくことがその業者の悪質性というものをさらに補強していくということにもつながってくるし、禁止命令というのは一つの行政処分ですから、その行政処分に違反をしてやめない、再度繰り返す、そうした再犯に対して告発をして、最終的には罰金も科することができる。こういう具体的な根拠を条例という団体の法規範の中で定めていく必要があると。そういうことで、条例の改正だけですべてのものが丸くおさまるといようなこ

M 委員	<p>とは毛頭思っておりません。</p> <p>以上です。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>先ほどのごみ半減プランのときのお話でもあったのですけれども、今、区民の利益とおっしゃったのですね、新聞を区の回収に出すことを。ただ、現状としてもほとんど同じぐらいの数のキログラム数はボランティアで集められていますが、この条例はボランティアにも網をかぶせるものですか。</p>
ごみ減量担当課長	<p>集団回収でやっていただいている資源については、今回対象には含めません。</p>
M 委員	<p>ならないでしょうね。区の物じゃないですものね。そういうことですよ。それは、それ自体も利益が出なくなればボランティアもやめますよね。</p>
ごみ減量担当課長	<p>先ほどご答弁申し上げましたけれども、今、集団回収の奨励ということで、私どものほうではキロ6円の報奨金を回収1キログラムに対してお支払いしているということになりますので、今後も現段階では、こちらの集団回収の報奨金の支払いをやめるつもりは今のところございません。</p>
M 委員	<p>ですから、経済状況によるということですよ。</p>
環境清掃部長	<p>余り特定の言葉じりだけとらえてもらってもちょっと困るのですけれども、要するにこの資源回収は、要は再資源化のルート、あるいはその流通過程・段階というものをどうとらえるかと。それに対してかかっているコストと、あるいは具体的な再資源化による一定の環境負荷への抑制効果といった、総合的にこの問題はとらえていく必要があるだろうと。</p> <p>とはいっても、現在行われている、例えば古紙の回収については、先ほど申し上げたようなさまざまな事情から、ただ単にコスト割れするということから行政回収すらも手を引くということは現実的にはなかなか難しいだろうと。ただ、さまざまな問題、課題をはらんでいる再資源化の事業だというふうに私たちは理解をしております。</p> <p>以上です。</p>
M 委員	<p>そうすると、今のお話ですと、もし全部がボランティアで集められますと、この条例に引っかかってくる業者はないということですよ。そこはもう非常にわからない部分だということですね。区でやっているところに割り込んでくる分には罰しますよということですよ。</p> <p>それで、先ほど言いましたけれども、新聞紙、古紙以外でトラブルというのが実際発生している事例はどれぐらいあるのでしょうか。</p>

<p>ごみ減量担当課長</p>	<p>やはり今、アルミ缶が非常に、現在は価格もちょっと、不景気になったものですから下がっておりますけれども、かなり高い価格で取引されているということがございまして、アルミ缶についても持去りが報告されてございます。件数については把握してはございませんけれども、そういった例があるというのはご報告いただいているところでございます。</p>
<p>M 委 員</p>	<p>わかりました。あと意見だけ最後に言いますと、区民をボランティアで使うのはやめていただきたい。こういうごみに関してもですね。なぜ区が最初から区民のボランティアを前提にするのか全くわかりません。今がそうだからというのは、過去の状況がそうであってやっているわけであるというところですね。既得権ですね。区にとっては既得権かも知れないけれども、それは住民が変わればもう一切なくなる、ご破算の、白紙の問題ですよ。あるいは単身者が住んでいるアパートでよく問題になることというのは往々にしてあるわけですが、良心、善良な区民のボランティアによって成り立っていることを前提にしたり、ここでもその監視を区民にやらせるんだと。あるいは、警告はどうやってだれが出すのかわかりませんが、防犯カメラをそれぞれにつけておくのですかね、ナンバーを確認するために、集積所には。区として責任を持ってやれないことを、こういう条例に書くということが理解しがたい。</p>
<p>会 長</p>	<p>ご意見だから……</p>
<p>ごみ減量担当課長</p>	<p>監視パトロールについては行政がやります。</p>
<p>M 委 員</p>	<p>毎朝やられるのですか。</p>
<p>ごみ減量担当課長</p>	<p>ということでございます。月曜日から土曜日を予定してございますけれども、行政処分ということになりますので、区が持去り業者に対して禁止命令書を交付していくということでございます。それについて、区民の皆様からいろいろな情報をいただければと考えてございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>どうもいろいろありがとうございました。 ほかにございますか。 F委員、どうぞ。</p>
<p>F 委 員</p>	<p>ごみ回収についていろいろご意見が出ていますけれども、今現在、町会、自治会でやっている1つの事業の中でごみ管理をやっているというのが現状です。 というのは、もともと各地域それぞれ、ごみ集積所という標識をつけて、その町単位の集積所が集まって一つのごみ収集の形になっているわけです。ですから、今後のこの規定の対象になるのも、要するに全集積所と私どもは解釈してお</p>

<p>会 長</p>	<p>りますし、杉並区の中では全部で2万カ所ぐらいあるはずですから、それが全部対象になるということが1つ。</p> <p>それから、現在集団回収をやっているところと、そうでないところがあるわけですがけれども、集団回収というのは、あくまでこれをやっている地域、それぞれの小グループなり、町会や自治会なりでやっているところの財産になるわけですから、先ほど説明があったように、これは区の財産ではないというのはそのとおりです。その他のごみについては、集団回収していない区域についてはあくまで資源ということでやっているわけですがけれども、もともとは東京湾の中央防波堤内のごみ処理場の延命ということからスタートしているわけなので、これは経費がかかろうがかかるまいが、現在、古紙に関して言えばキロ8円から12円ぐらいの範囲でほとんど輸出されて、中国ですが、これもいずれ下がるかもわかりません。しかし、そういった延命策ということを前提に考えれば、コストがかかろうが、何しようが、やっぱり資源回収というのは続けていかなければいけない。これは単に杉並区だけの問題じゃなくて、東京都23区全体の問題であると同時に、我々もそういった認識で動いているわけです。</p> <p>ですから、ここでもう少し細かいことを言えば、持去りについて言えば、現在、例えば私の住んでいる宮前地区に関して言えば、その不法業者、我々はアパッチと言っていますけれども、アパッチのナンバーを見ると、足立区とか所沢ナンバーが多いわけですね。ですから、足立区だとか埼玉県所沢市のごみ対策はどうなっているのかということをお我々として把握する必要があるだろうということも、罰則規定を決めるにおいて一番問題になってくるところじゃないかと考えています。</p> <p>ですから、あくまでこれは刑事問題になってきますから、まだここで恐らく金額が決められないというのは当然なのです。ですから、もう少しその辺を踏まえて検討していかなければいけないのではないかと考えておりますので、その点、希望意見としては、そういったアパッチの源泉といいますか、例えば足立区だとか埼玉県所沢市とか、そういうところのごみ対策状況はどうなっているのかということをお把握していただいて、情報として我々にも伝えていただきたいと考えています。</p> <p>以上です。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>今、F委員が言われた件ですがけれども、次回までに資料は集められますよね。</p>
------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ごみ減量担当課長	今、F委員からご要望のありました、足立区と所沢市のごみ対策状況ということなんですけれども、具体的にはどういうことをおっしゃっているのでしょうか。
F 委 員	要するに、取り締まりの対象になる車の発生源が、車のナンバーからいくと足立ナンバーと所沢ナンバーが多いわけですよ。だからその辺を踏まえて、じゃ、そのナンバーの車を所有しているといえますか、管理している足立区だとか、あるいは所沢市、大きく言えば埼玉県になるでしょうけれども、そういったところのごみ対策はどうなっているのかと、実際、罰則規定を設けて、埼玉県や所沢市はそこまでやっているのか、放置しているのかということなのですよ。その辺をもう少し、調べられれば調べていただきたいというのが希望です。
ごみ減量担当課長	承知いたしました。ありがとうございました。
会 長	一般論としてのごみ対策ということもあるけれども、そういう車のナンバーから類推すると、そこに業者が多いと。そうすると、やっぱりそっちのほうの活動というのがどうなっているのかという系図も調べて、それと杉並との関係がどうなっているのだということをおある程度知っておく必要もあるんじゃないかということですよ。大丈夫ですよ、次回までに。前提になる資料だと思いますので。
ごみ減量担当課長	そうですね、ありがとうございました。
会 長	ほかにございますか。もう時間が過ぎているのですけれども、ちょっと時間を割いて議論しておかないといけないと思いますので、皆さん方にはご無理言って恐縮ですけれども、あと少々ぐらいこの件についてはご意見いただきたいと思えます。
O 委 員	はい、どうぞ、O委員。 資料3の中で、抜粋した中だとは思いますが、一審のほうで無罪というのが表で見ると半分ぐらいを占めているのですけれども、そこから最高裁では逆転しているところの違いといえますか、そこら辺は押さえていらっしゃるのでしょうか。
ごみ減量担当課長	資料3の次のページの世田谷区における資源持去り事件の高裁判決というところがござりますが、先ほど時間の関係で、後ほどご覧いただきたいと申し上げたのですけれども、この2ページ目と3ページ目というのが高等裁判所で争われた内容でございまして、四角で囲ってございまして、簡易裁判所は、原判決が、本条例は、本条例施行規則とともに、廃棄物処理法第7条第1項ただし書きに実質

	<p>的に違反する旨判断したということなんですね。これは廃棄物処理の許可が必要だという規定なのですが、これには当たらないということ、まずこの判決は言っております。</p> <p>2点目は次のページでございまして、犯罪構成要件の一部である犯行場所の明確性・公示性に欠けると判断したということなのですね。それで裁判の無罪・有罪が一审では分かっているわけですが、これにつきましては、所定の場所というのは集積所をあらわすということは明白であるから、これについては犯罪構成要件について欠落する部分はないと、そういう内容でございます。</p>
会 長	<p>ほかにもございますか。</p> <p>C委員、よろしく願いいたします。</p>
C 委 員	<p>やはり罰則規定は必要かなというのが、そんな思いです。それで、先ほども出ておりましたけれども、どういうふうにして犯人を特定し、そして警察まで通報していくのかと。ここのあたりのイメージがもうちょっと鮮明にならないと大変かなという思いをしております。</p> <p>それで、資料5の一番下に書いてあります、参考として警察事件の事例というのがあって、これはたまたま資源回収業者が違法な車をとめて、そこで刃物を突きつけられるというような事件になったということなのですが、やはり区民やそういう資源回収業者が危険な目に遭うということもやっぱり想定しないといけないと思うのです。その辺の関与の仕方、この辺についてはかなり、やり方についての手順と申しますか、注意事項と申しますか、そういうものをきちっと持たないと、本当に今何が起こるかわからないという世の中になっているので、告発までのあり方についての区民や事業者のかかわり方について、今現在、区はどのように考えているのかお聞きをいたします。</p>
F 委 員	<p>現状は私から説明させてください。資源回収ですから、よろしいですか。</p>
会 長	<p>ああ、そうですか。よろしいですね、お答えの前にですね。</p>
F 委 員	<p>実際に我々がやっている方法をご説明しますと、まずそういった危険性があるわけですね。現にすごまれたり、ある地域では、けんかぎたになつたりというのがありまして、一番いいのは、まず車のナンバーですね、必ずナンバーはついてますから、それを記録しておいて、清掃事務所へ連絡するという方法が1つ。それから、パトロールをされている方にその状況を伝えるということで第一段階はそういう形で今やっているわけですね。それは非常に効果があります。その報告と申しますか、連絡に基づいて区のほうで、現在でも警告書を出したり、現場で注</p>

	<p>意をしたりということで、今のところは私の宮前地区、あるいは久我山地区、高井戸地区については刃物のような刃傷ざたといえますか、それは起こっていませんし、当然それは避けるべきだということで、一番いい方法はナンバーを控えておいて通報するということになるわけです。それが現状です。</p> <p>以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、ごみ減量担当課長、よろしく。</p>
<p>ごみ減量担当課長</p>	<p>まず、C委員からご質問のありました、罰則規定は必要かというところでございますけれども、現行条例につきまして、所有権が杉並区にあるということをも明記いたしまして、窃盗罪を根拠に告発したわけですが、これにつきましては、やはり窃盗犯としての犯罪立件ができなかったという事情がございます。</p> <p>それで、先ほどもお話ししましたが、世田谷区で禁止命令規定の条例、それから罰則の有効性が、裁判の中で、最高裁で認められたということで、区民の皆様からいろいろご要望のいただいている資源持去りに対しまして、区民との信頼を構築していく中で罰則規定は必要であろうという判断をしまして、このような事態になったということでございます。</p> <p>犯人というか、対象者をどういうふうに特定をしていくかということでございますけれども、今、F委員からもお話ありましたけれども、まず私どものほうでパトロールして、現場を押さえたら警告書をまず交付するという形でございます。それから、その警告書を交付された者については、当然ナンバーとかを控えておきますので、その者がまた同じような持去り行為を続けてやるような場合、これについて今度は禁止命令を出していくと。これは行政処分ということになりますけれども、その禁止命令を出してもまだ持去り行為を続ける者に対しては罰金を科していくことができる規定でございます。それから氏名等の公表もできるということでございまして、3段階を踏んでいくということでございます。</p> <p>区民の方から情報を寄せていただくということなのですが、やはり危険な目に遭うということは、非常に区民の方々にとって大変ですので、これについてはまず、いろいろな目はその持去り業者に対して向いているというようなことで、連携をして、区と、資源回収の委託事業者、区民の皆様方の通報と、そういったことを総合的に実施していきたいと考えてございます。</p>
<p>C 委 員</p>	<p>私も罰則規定は必要だというような思いはあるのです。その上で、資料5の一番下に参考ということで書かれた事例は、ちょっと事業者の方も車をとめて、そ</p>

	<p>れで、そこに積んであった梱包ですか、2束をおろしたというような行為をやったことが、刃物を持ち出されてきたわけですから、ここまでやること自体が、やっぱり危険な目に遭うかもわからないという点では、そういうマニュアルみたいなものを事業者も区民もしっかり持っていないと、何か行き過ぎたことやって犯罪に巻き込まれるようなことがあるのではないかとという危惧をしているものですから、どこまで区民や事業者が関与していくのかということは非常に慎重に考えていかないといけないのではないかとということを聞いたわけです。</p>
ごみ減量担当課長	<p>委員ご指摘のとおり、危険性が伴いますので、慎重に対応していただきたく思いますので、マニュアルの整備等、今後やっていきたいと考えております。</p>
会 長	<p>ほかにございますか。 B委員、お願いします。</p>
B 委 員	<p>この資源は、あくまでも資源で、再利用ということで、杉並区は大きなゼロ・エミッションからずっとこの環境について、あらゆるところにさまざまな角度で施策を練ってきたところなんです。私も古紙の値段が上がったり下がったりすることで、業者が持っていないというのではなくて、きちんと、上がろうが下がろうが、下がったとしても、これは資源としてやはり扱っていくという姿勢が大切だと思っています。</p> <p>今回の罰則規定ですが、過料じゃなくて罰金というところで、かなり刑事罰が重いんだなというところがすごく印象づけられるんですけども、やはりこれは犯罪行為として司法機関との連携を密にさせていただいて、幾ら区民が通報しても、「何かあったのかしら。」というのではなくて、しっかりそこで区民の不安がきちんと形になっているということが大切かなと思います。それで、やはり不正な行為は不正であるという姿勢が大切だと思います。</p> <p>数カ月前なのですけれども、杉並区の委託業者の前をそのアパッチの車が通っていたのですね。私は「あれっ」と思ったのですね。委託業者の前にきちんととまって積んでいるのです。だから一瞬、「委託業者なのかな」と思ったのですね。委託業者の方は「委託業者じゃないんですよ、あの人は」という感じなのですね。その行為を見たときに、ちょっと勘ぐった言い方になってしまうのですね。そのアパッチの人が契約的な約束をしていたとしたらば、これはうまくいってしまうのだなというふうに、ふと思ったのですね。</p> <p>それは単なる私の想像ですけれども、本当にこういった区民の地球の環境を守るというそういう行為に対して、しっかりと行政のフォローというのは大切</p>

	<p>だと思しますので、危険が伴うという、私もこのナイフが出てきたのは大変ちょっとショックだったのですけれども、区民がこういった犯罪に巻き込まれないような、通報すればいいんだと先ほどF委員がおっしゃっていましたが、そういったことをしっかりと周知していただいて、やはり杉並区ではもう大変な状況なんだぞということがアパッチ族にわかれば、これは大きな効果かなというふうに思っていますので、そこら辺も含めてご検討いただきたいと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>はい、V委員。</p>
<p>V 委 員</p>	<p>確かにおっしゃるとおり、一言かけるのに相当な勇気と危険が伴います。これは今始まったことじゃないのです。2年も3年もさかのぼるわけです。しかし、もうやくざまがいです、相手は。そして一回場所を変えたと思ったら、ぐるっと回ってきて様子を見て、いなかったらそれにかかるのです。とても悪の仕方を知っています、相手は。そういうようなことで、確かに大変な危険が伴います。</p> <p>そこで、今、区役所さんがおっしゃるように、やっぱりそうしたマニュアルをつくってくださって、区民がみんなそれを読んで、そして上手な危険のないような対応をしていく、これしかないのではないかと私は思います。今いいことをおっしゃったから、それでどうでしょうか。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。</p>
	<p>大体よろしゅうございますか。今、V委員も言われたけれども、すごく、どちらかという悪い実績みたいのも全部ここに書かれておりますし、それから、若干資料の請求もありましたけれども、他区の事情等も裁判を含めて調べられております。</p>
	<p>したがいまして、今日、今後の問題点というものも当然いただきましたけれども、そういったことを含めて次回、答申案というものを事務局のほうで用意していただくということでよろしゅうございますか。</p>
	<p>大体皆さん方のご意見はちょうだいしましたので、同意が成立していると思います。よろしゅうございますね。どうもありがとうございました。</p>
	<p>では、次に移らせていただきまして、その他という項目があります。3点ございまして、「第1回環境基本計画改定検討部会の開催結果について」、これは環境課長でございます。それから2点目に「杉並中継所の廃止について」、清掃管理課長。3点目が「杉並区地域省エネ行動計画（概要版）の配付について」、環境都市推進担当課長でございます。続けて口頭でご説明のほどお願いいたします。</p>

環境課長	<p>それでは私から、資料はございませんが、環境基本計画改定検討部会の経過報告ということでご報告させていただきます。</p> <p>まず一つは、部会員につきまして、前回13人の方をお示ししましたが、欠席の方もいらっしゃいましたのですけれども、その方にも確認させていただきました。「案」をとらせていただきました。前回配らせていただいた資料のとおり、部会員は13名ということでございます。</p> <p>去る10月20日に第1回を開催しております。事務局から審議それから進め方の方法等について説明をさせていただきます、各部会員から現行計画についてのご意見をいただきました。その他、フリートーキングをいただいてご意見をいただいております。現行基本計画の基本目標につきましては、特に異論ということはありませんでした。</p> <p>次回ですが、第2回が11月26日開催の予定でございます。今後その中で、現状の認識、現行計画の評価とか検証ということで、現行の施策等の実際の状況について見ていただく。それから、計画のあり方に関する基本的な考え方などを審議していただきたいと考えておまして、次回その辺の実施状況報告書をこちらのほうから出させていただきます上で、またご審議をいただくという状況でございます。</p>
清掃管理課長	<p>私からは、杉並中継所の廃止についてご報告をいたします。</p> <p>区では、平成24年度までにごみの減量を図って杉並中継所を不要なものとするという計画を立てて取り組んでまいりました。また、本年4月からは廃プラスチックのサーマルリサイクル、それからプラスチック製容器包装とペットボトルの資源回収を進めることによりまして、不燃ごみが大幅に減少いたしました。また、23区間で新たに不燃ごみの中継体制の調整の目途が立ったことから、杉並中継所を平成20年度末に廃止するということといたしました。なお、廃止中継所につきましては今後、庁内において、どのような活用方法があるか検討してまいります。私からは以上でございます。</p>
環境都市推進担当課長	<p>それでは、お手元の「家庭できる省エネ作戦」と「省エネ作戦シール」をご覧くださいませでしょうか。</p> <p>住宅地という杉並区の特徴を考えると、省エネをどのように進めていくかということがポイントとなるのですけれども、家庭業務部門、いわゆる民生部門からのCO₂の排出が区全体の3分の2以上を占めておりますので、家庭業務部門でできることというのが重要になってまいります。</p>

	<p>昨年度、各地区町内を回って行動計画のお話をさせていただいたところ、家庭で何をどのようにすれば、どれくらい省エネになって、幾ら節約できるのかという問い合わせの声が多かったので、このようなものをつくりまして、各町会の回覧板に入れてくださるようお願いしたところでございます。よろしくご利用くださいますようお願いいたします。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。</p>
	<p>以上のご説明ですが、何か特にご質問等ございますか。</p>
	<p>はい、T委員、どうぞ。</p>
T 委 員	<p>先ほどの不燃ごみ中継所の廃止時期についてですが、これは平成19年6月15日</p>
	<p>区長会総会で了承されたということで理解してよろしいのでしょうか。</p>
清掃管理課長	<p>資料でお配りしました19年6月というのは、廃止対象を定めておりまして、時</p>
	<p>期については調整を行うということになっておりました。区長会の報告は20年10</p>
	<p>月15日に報告を行いまして、この報告は了承されたということでもあります。廃止</p>
	<p>決定自体は各区が決めるのですが、23区の調整があるということで、区長会に報</p>
	<p>告、了承ということでございます。</p>
T 委 員	<p>それで、例えば今、中継所を中野、練馬、杉並と使っていますけれども、要す</p>
	<p>るにそれはもう練馬、中野も当然合意した上の結果ですね。そして、その行き先</p>
	<p>というのは何かお話し合いとかできているのですか。</p>
清掃管理課長	<p>区長会に報告し了解をいただいていますので、中野、練馬についても同様の内</p>
	<p>容で了解されているということでございます。</p>
	<p>不燃ごみ量は、練馬区、中野区は10月から実施ですが、およそ8割減ぐらいの</p>
	<p>不燃ごみの量になってございます。今23区全体でそのごみをどういうふうに戻す</p>
	<p>かということで最終調整をしている段階でございます。</p>
会 長	<p>よろしいですか。ほかにもございますか。</p>
	<p>B委員。</p>
B 委 員	<p>この省エネ作戦のパンフ、これは本当に素晴らしいと思います。私も目で見え</p>
	<p>るように言ってきた一人なのですけれども、きちんとここに節約が書かれていま</p>
	<p>して、本当にこれは評価するもので、素晴らしいものをありがとうございました。</p>
	<p>以上です。</p>
会 長	<p>お褒め、ありがとうございました。</p>
	<p>ほかにもございますか、よろしゅうございますか。</p>
	<p>今日はもう時間を30分ほど超過しておりますが、ご熱心にありがとうございます。</p>

環境課長	<p>した。これもちまして閉会しますが、スケジュールを決めたいと思います。</p>
環境課長	<p>次回、第33回環境清掃審議会ということで、今日の諮問についてご審議をいただいで答申をいただきたいと考えておりますが、今、12月12日金曜日の午前中、それから15日月曜日の午前中とに押さえてございます。</p>
会長	<p>次、もう一つ。</p>
環境課長	<p>来年21年1月15日木曜日の午後、それから16日金曜日の午後と2回押さえてございます。両方とも決めていただくと幸いです。</p>
会長	<p>いろいろ会場とも都合ありまして、こんな格好になっておりますけれども、恐縮でございますけれども、ご都合の悪い方、挙手をお願いしたいと思います。</p> <p>まず、12月分ですが、12月12日の金曜日の午前、ご都合の悪い方。</p> <p>2人、はい。</p> <p>では、15日の午前ですね、12日に対する15日ということですが、12月15日ご都合の悪い方。</p> <p>2人、どうしましょう。</p>
環境課長	<p>今日ご欠席の委員それぞれに都合を聞きましたが、J委員は12日のほうがよろしい、D委員は15日のほうがよろしいということなので……</p>
会長	<p>では、V委員には悪いのですけれども、12日金曜日ですか。月曜日の1番というよりは金曜日のほうがよろしいと思いますので、準備とかいろいろ。</p> <p>では、第33回は12月12日金曜日の午前にさせていただきます。10時からですね。</p> <p>それから、第34回、1月15日木曜日の午後か、16日金曜日の午後、ご都合の悪い方挙手をお願いします。</p> <p>まず1月15日。</p> <p>3人、はい。</p> <p>それから、16日、ご都合悪い方。</p> <p>1人、はい。</p> <p>では、1月16日金曜日の午後2時からさせていただきます。</p> <p>今日は長時間にわたりまして、また中身の濃い議論で事務局のほうも大変助かったと思います。どうもありがとうございました。</p> <p>これもちまして、第32回の杉並区環境清掃審議会を閉会いたします。</p>